

平成 21 年第 2 回
城里町議会定例会会議録

平成 21 年 6 月 9 日 開会
平成 21 年 6 月 12 日 閉会

城里町議会

平成21年第2回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2

会議録第1号

○ 日時	3
○ 応招並びに不応招議員	3
○ 出席並びに欠席議員	3
○ 説明のため出席した者の職氏名	3
○ 職務のため出席した者の職氏名	4
○ 議事日程	4
○ 本日の会議に付した事件	5
○ 開会	5
・ 町民憲章唱和	5
・ 議長あいさつ	6
・ 議員の出欠	6
・ 開会の宣告	6
・ 開議の宣告	6
・ 諸般の報告	6
・ 会議録署名議員の指名	8
・ 会期の決定	8
・ 町長あいさつ	9
・ 承認第12号 上程、提案理由説明	9
・ 議案第39号 上程、提案理由説明	10
・ 議案第40号 上程、提案理由説明	10
・ 議案第41号 上程、提案理由説明	10
・ 議案第42号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第43号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第44号 上程、提案理由説明	12
・ 陳情第3号ないし陳情第4号 委員会付託	12
・ 一般質問	13
9番 南條 治君	13

8番 玉川台俊君	19
3番 寺門博志君	42
・散会の宣告	46
○ 散会	46

会 議 録 第 2 号

○ 日時	47
○ 応招並びに不応招議員	47
○ 出席並びに欠席議員	47
○ 説明のため出席した者の職氏名	47
○ 職務のため出席した者の職氏名	48
○ 議事日程	48
○ 本日の会議に付した事件	48
○ 開議	48
・ 議員の出欠	48
・ 開議の宣告	49
・ 一般質問	49
7番 小林祥宏君	49
1番 河原井大介君	55
5番 桐原健一君	65
10番 杉山 清君	68
・ 散会の宣告	76
○ 散会	76

会 議 録 第 3 号

○ 日時	77
○ 応招並びに不応招議員	77
○ 出席並びに欠席議員	77
○ 説明のため出席した者の職氏名	77
○ 職務のため出席した者の職氏名	78
○ 議事日程	78
○ 本日の会議に付した事件	79
○ 開議	80

・ 議員の出欠	80
・ 開議の宣告	80
・ 承認第12号 質疑	80
・ 議案第39号 質疑	80
・ 議案第40号 質疑	80
・ 議案第41号 質疑	82
・ 議案第42号 質疑	82
・ 議案第43号 質疑	82
・ 議案第44号 質疑	82
・ 討論	83
・ 採決	84
・ 陳情第3号ないし陳情第4号 委員長報告、採決	85
・ 日程追加	86
・ 発議第1号 上程、朗読、趣旨説明、採決	87
・ 報告第15号ないし報告第21号	89
・ 町長あいさつ	89
・ 閉会の宣告	90
○ 閉会	90

平成21年城里町告示第50号

平成21年第2回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月1日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成21年6月9日（火）午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成 2 1 年第 2 回城里町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	6 月 9 日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎陳情委員会付託 ◎一般質問 ◎散会
2	6 月 10 日	水	本会議	◎開議 ◎一般質問 ◎散会
3	6 月 11 日	木	休 会	議案調査
4	6 月 12 日	金	本会議	◎開議 ◎議案質疑、討論、採決 ◎陳情、報告 ◎閉会

平成21年第2回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成21年6月9日 午前10時02分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺田 和郎 君
3番	寺門 博志 君	12番	三村 由利子 君
4番	阿久津 則男 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	桐原 健一 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	飯村 吉伊 君	15番	根本 正典 君
7番	小林 祥宏 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	玉川 台俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺田 和郎 君
3番	寺門 博志 君	12番	三村 由利子 君
4番	阿久津 則男 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
5番	桐原 健一 君	15番	根本 正典 君
6番	飯村 吉伊 君	16番	阿久津 尚一 君
7番	小林 祥宏 君	17番	小 坏 孝 君
8番	玉川 台俊 君	18番	小 林 宏 君
9番	南 條 治 君		

1. 欠席議員

13番 小松崎 三夫 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 阿久津 藤 男

副町長	赤津康明
教育長	石原道明
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	久保田殿司
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	加藤木賢
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	栗林俊一
下水道課長	高橋洋造
会計管理者(会計課長)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
局長補佐	小林恵子
書記	川村英治

1. 議事日程

議事日程第1号

平成21年6月9日(火曜日)

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて(城里町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第39号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第40号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第41号 平成21年度城里町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第42号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

について

- 日程第 8 議案第 43号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 44号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 陳情第 3 号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情
- 日程第 11 陳情第 4 号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情書
- 日程第 12 報告第 15号 城里町介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則
- 日程第 13 報告第 16号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 14 報告第 17号 平成20年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第 15 報告第 18号 平成20年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 16 報告第 19号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 17 報告第 20号 平成20年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第 18 報告第 21号 例月出納検査報告（3 月、4 月、5 月執行分）

1 . 本日の会議に付した事件

- 承認第 12号
- 議案第 39号
- 議案第 40号
- 議案第 41号
- 議案第 42号
- 議案第 43号
- 議案第 44号
- 陳情第 3 号
- 陳情第 4 号
- 一般質問

午前 1 0 時 0 2 分開会

町民憲章唱和

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（鯉淵秀雄君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） 平成21年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議であります。提出されました諸議案は、承認1件、条例の一部改正、平成21年度補正予算などであります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、「夏の軽装」クール・ビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしく願いをいたします。

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席議員、13番小松崎三夫君。

開会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（鯉淵秀雄君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） それでは、3月、4月、5月の諸般のご報告を申し上げます。

まず、3月でございます。

4日、水曜日、城北地方広域事務組合議会定例会がコミュニティセンター城里で開催されました。阿久津尚一、根本、小松崎、寺田、南條、桐原、関議員出席でございます。

16日、月曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

25日、水曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村、小松崎議員出席でございます。

27日、金曜日、城里町開発公社理事会がホロルの湯で開催されました。議長及び小林宏議員出席でございます。

30日、月曜日、水戸地方農業共済事務組合全員協議会及び定例会が茨城町本所で開催されました。小林祥宏、飯村、桐原議員出席でございます。

次に、4月でございます。

3日、金曜日、城里町開発公社理事会がホロルの湯で開催されました。議長及び小林宏議員出席でございます。

22日、水曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

24日、金曜日、市町村長・市町村議会議長会議が県庁9階の講堂で開催されました。議長出席でございます。

27日、月曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村、小松崎議員出席でございます。

30日、木曜日、平成21年度東茨城郡町村議会議長会定期総会が本庁舎3階委員会室で開催されました。鯉淵議長及び三村副議長出席でございます。

次に、5月でございます。

18日、月曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

19日、火曜日、第34回町村議会議長副議長研修会が東京都のメルパルクホールで開催されました。議長出席でございます。

21日、木曜日、城里町開発公社理事会が本庁舎2階会議室で開催されました。議長及び小林 宏議員出席でございます。

22日、金曜日、平成21年度第2回町村議会議長会定例会が県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

25日、月曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。三

村、小松崎議員出席でございます。

以上、諸般のご報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（鯉淵秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

1番 河原井 大 介 君

2番 関 誠一郎 君

3番 寺 門 博 志 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（鯉淵秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果についてを、小松崎議会運営委員長が欠席しておりますので、かわりまして、寺田議会運営副委員長より報告を求めます。
11番議会運営副委員長寺田和郎君。

〔議会運営副委員長寺田和郎君登壇〕

議会運営副委員長（寺田和郎君） 報告いたします。

去る6月2日に開きました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます承認1件、議案6件、陳情2件、報告7件、合わせて16件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日6月9日から12日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営副委員長より、今期定例会の会期は本日から6月12日までの4日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 平成21年第2回議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会を招集しましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会には、公約といたしました中学生までの医療費一部助成に伴う医療福祉費支給条例の改正や町税条例の一部改正に伴う専決処分、藤井川ダムふれあいの里の改築に伴う使用料の改定、国の緊急経済対策に伴う雇用対策等の関連補正を含む一般会計補正予算ほか3特別会計の補正予算の審議をお願いするものであります。慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、私のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第3、承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 承認第12号 専決処分第12号城里町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において、地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町条例の一部を改正し平成21年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、町民税においては、住宅ローン特別控除の創設、上場株式等の配当及び譲渡益の課税軽減、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設、非営利団体等への非課税特別措置の拡充、また、固定資産税においては、医療関係者養成所の教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充、社会医療法人の救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設等を追加し、さらに、軽減税率の期間の延長及び関係文言を改正したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第39号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第4、議案第39号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第39号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。城里町総合野外活動センター城里家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」の使用料について改正するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第40号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第5、議案第40号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第40号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。妊産婦に対する医療費助成の対象疾患について、妊産婦特有の疾患に限定して助成を行うため改正するものです。

また、町単独事業として実施している医療費の一部助成制度について、中学校卒業まで拡大して助成するため、関係条文を改正するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第41号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第6、議案第41号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第41号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第1号）でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,084万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億484万1,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、県支出金、繰越金及び町債を追加するものです。

歳出では、民生費、衛生費、労働費、土木費及び教育費を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第42号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第7、議案第42号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第42号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,516万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億418万7,000円とするものです。

歳入では、諸収入及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金を追加するものです。

歳出では、保険給付費、前期高齢者納付金等及び保健事業費を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第43号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第8、議案第43号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第43号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ609万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,257万2,000円とするものです。

歳入では、財産収入及び繰入金を追加するものです。

歳出では、総務費、保険給付費及び基金積立金を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第44号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第9、議案第44号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第44号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。資本的収入及び支出において、資本的収入の既決の予定額に2,581万2,000円を追加し、収入予定額を1億7,925万円とし、資本的支出の既決の予定額に2,710万円を追加し、支出予定額を3億6,157万2,000円とするものです。

資本的収入では、企業債、国庫補助金、県補助金、出資金を追加するものです。

資本的支出では、水道建設事業費を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情

陳情第4号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第10、陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情及び日程第11、陳情第4号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情書について、寺田議会運営副委員長よりご意見を賜りたいと存じます。

11番議会運営副委員長寺田和郎君。

〔議会運営副委員長寺田和郎君登壇〕

議会運営副委員長（寺田和郎君） 報告いたします。

議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第3号及び陳情第4号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第3号及び陳情第4号の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情及び陳情第4号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情書につきましては、教育民生常任委員会へ付託をし、会期中の審査をお願いしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） ここで、お諮りいたします。

ただいまの寺田議会運営副委員長の発言のとおり、陳情第3号及び陳情第4号については教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号及び陳情第4号については所管の教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

議長（鯉淵秀雄君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、9番南條 治君の発言を許可いたします。

9番南條 治君。

〔9番南條 治君登壇〕

9番（南條 治君） 9番南條 治であります。平成21年第2回の定例会に当たり、通告によるところの一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に一言、阿久津町長におかれましては、新年度の時期の就任であり、大変であったと推測をいたします。城里町民2万2,000人のために努力していただきたいと思うわけであります。

それでは、質問に入ります。明快なご答弁をお願いをいたします。

観光レクリエーション施設についてであります。最初に、5月ゴールデンウィーク中、3施設のお客様の利用状況を、平成19年、平成20年、平成21年と、過去3年間お伺いをいたします。

ことは100年に一度という不況の中、会社によっては4月後半から10連休というところもあったようであります。

次に、うぐいすの里の展望風呂は今後どのようにするのか、前にも質問をした経緯があります。ふるのふぐあいではなく、浄化槽の故障であるという説明でありました。修理するのに800万円程度かかるとのことで、現在に至っておるわけであります。

町長ご承知のとおり、多目的運動場とキャンプ場であります。キャンプ場のオフの時期の大切な展望風呂であると思います。今後も休止のままで放置しておくのか、町長の考えをお伺いをいたします。

また、山びこの郷、プール兼水遊び場についても、うぐいすの里同様放置しておいていいのか、その辺についてもお伺いをいたします。

当時は必要であったからつくったのであると、このように思います。この山びこの郷水遊び場については、阿久津則男議員も質問をいたしております。前向きな対応ができないかお伺いをいたします。

次に、鶏足山についてであります。町長はどのような認識をなされているのか、今後駐車場、登山道の整備を行う考えがあるのか。特に駐車場については、細い山道の山際に車をとめるような状況であります。

実は7日にも、質問をするに当たり新しい状況を知るために登ってまいりました。私は合併後、城里町で一番高い山だと知り、18回登っております。ことしの正月は、日本の象徴である富士山を孫と一緒に見ることができました。すばらしい山であります。登山道の整備については、赤沢地区のボランティアの方々と鶏足山の環境保全グループ、栃木県茂木町、シャインズ逆川小区元気アップ逆川会の皆さんのお力で管理されておるようであります。7日に山頂草刈り作業を逆川の皆さん13名が行ってまいりました。

また、頂上付近には手づくりのベンチといすが設置され、ガイドブック、記帳簿の入ったポストが取りつけてございました。4月20日から記帳された方だけで137名の方が登っております。記帳されなかった方を入れると相当数の人が来ておられると思われま。神栖、宇都宮、水戸市、常陸太田市、那珂市、ひたちなか市、矢板、益子、真岡、東海村と、遠方からおいでになっているようであります。

また、その中で読売新聞のタウンページを見て城里町の観光課に案内をいただき、計画をしてきたという女性7人のグループも記帳されてまいりました。

次に、舟渡団地集会所について、今後も地区で利用していただけるのか、新町長にお伺いをいたします。

この件につきましては、前町長にも質問をしておりますが、再度お願いをするものであります。

舟渡団地については、老朽化に伴い、解体することで現在進んでおります。集会所については、建物の構造が団地とは違うため、まだまだ使用できる状況にあります。町の坏公民館が地区の外れに位置しており、下坏地区の利便性からも今後も残して利用すべきと思うわけであります。

前回の答弁では、団地の解体が前期と後期に分けての事業であり、後期のそのときまでは今のところ使えるとの答弁でありました。町の資産ではありますが、町のスリム化を考えれば、地区に任せていくことも方法かと思ひます。一步前へという考えの中でお答えをいただきたいと思ひます。

1回目を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 9番南條 治議員のご質問にご答弁申し上げます。

最初に、観光レクリエーションの施設、ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷についてでございますが、昨年度よりは利用客が伸びている状況であります。山びこの郷は、昨年より利用客が減っております。内容を見てみますと、休日にはまずまず利用客がありますが、子どもが休みでない平日は、利用が上がっていないのが状況であります。

なお、年度別の詳細については、後ほど担当課長のほうから説明させます。

それから、うぐいすの里の展望風呂、今後どうするのかというご質問がございましたが、平成9年より稼働し、平成19年4月上旬に浄化槽が故障し、休止となっていると聞いております。私も現地確認しましたが、今までの利用状況、経営内容を考慮したときには、再開は大変厳しい状況であると考えておるところでございます。

山びこの郷のプールの水遊び場、今後どうするのかということにつきましては、老朽化により危険なので、利用状況、経営内容を考慮したときには、取り壊しの方向でまいりたいと思っております。

それから、鶏足山についてでございますが、私も七会村にいて、鶏足山というのはまだ一度も登っておりません。御前山県立自然公園の中に位置づけられて、眺望がよく、条件がそろえば富士山も見られるというようなことも聞いており、ハイキングコースもそれぞれボランティアの活動の中でできているというようなこともございますので、これからの中で、レクリエーションや観光資源の一つとして考えてまいりたいと思っております。

舟渡団地集会所についてでございますが、舟渡団地集会所については、地元下坪地区より地区の集会所として使用したいとの要望があったことから、協議を進め、本年4月より集会所として使用を許可しているところでございます。許可期間は1年間であり、舟渡団地の全住宅の解体が完了するまでの期間については、必要に応じて更新していくことになろうかと思っております。住宅解体終了後の集会所の取り扱いにつきましては、舟渡団地全体の跡地利用の問題や地元の意向を勘案しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） 南條議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷の平成19年、平成20年、平成21年度のゴールデンウィークの利用状況についてご説明申し上げます。

ふれあいの里につきましては、平成19年4月29日でございますが、100%でございます。30日、5月1日、5月2日につきましては20%台でございます。この日につきましては、月曜、火曜、水曜ということで、休みではございませんので、利用客が余りなかったということでございます。3日から5日につきましては100%使用でございます。5月6日に

つきましては、帰る日ということで、この日も10%台の利用でございます。

平成20年度につきましては、4月29日、火曜日でございますが、15%の利用でございます。4月30日から5月2日につきましては7%から21%の利用でございます。5月3日から5月5日につきましては100%の利用でございます。5月6日につきましては、やはり17%の利用でございます。

ふれあいの里の平成21年度につきましては、4月29日13%、4月30日から5月1日につきましては5%から15%、5月2日から5月5日につきましては100%でございます。5月6日につきましては17.3%でございます。

うぐいすの里につきましては、平成19年度は、4月29日60%、4月30日から5月2日につきましては9%から15%、5月3日90%、5月4日96%、5月5日73%、5月6日が20%でございます。

平成20年度は、4月29日7.1%、4月30日は利用がございません。5月1日、5月2日につきましては7%から24%、5月3日71%、5月4日88%、5月5日83%、5月6日が2%でございます。

平成21年度につきましては、4月29日が5%、30日、5月1日が2%、5月2日23%、5月3日89%、5月4日53%、5月5日15%、5月6日3.2%でございます。

山びこの郷につきましては、平成19年度、4月29日11%、30日が10%、5月1日は利用がございません。5月2日20%、5月3日65%、5月4日63%、5月5日21%、5月6日が2%ということでございます。

平成20年度につきましては、4月29日は利用がございません。30日が3.2%、5月1日も利用がございません。5月2日が3.2%、5月3日は56%、5月4日94%、5月5日が50%、5月6日8%。

平成21年度につきましては、4月29日が5%、30日、5月1日が2%、5月2日23%、5月3日89%、5月4日53%、5月5日14.5%、5月6日3.2%。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 先ほど南條議員の答弁に答弁漏れがありましたので、ご答弁申し上げます。

鶏足山についての駐車場、登山道の整備を行う考えはあるのかということでございましたが、地元の鶏足山環境保全グループの皆さんで非常に整備されており、4月16日の読売タウンニュースに掲載され、町にも問い合わせが多数寄せられておりました。今後現状を把握しながら整備の必要性を精査し、検討してまいりたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

9番（南條 治君） それでは、再質問に入させていただきます。

うぐいすの里、県道246号線につきましては、現在埒地内、この地区につきましては、相続権が発生しまして136名の地権者がおるといことで、県のほうでも大変苦慮をして、現在埒まで進んでおる状況であります。県道阿波山線につきましては、住居移転によってそれが完了して、現在進んでいるような状況であります。この道路が開通しますと、うぐいすの里は非常に利便性においてもいい状況になってくると。そのような中で、町長は展望風呂は再開しないと明言をいただきました。しかしながら、前向きに検討してはどうかと思うわけでありまして。その件についてもう一度質問をいたします。

それと、うぐいすの里のテニスコート側に進入路が現在整備されておる状況であります。その進入路について、町長はごらんになったのかどうか、お伺いをいたします。

鶏足山につきましては、前向きに駐車場も地域の方と協議をしながら進めてまいるといようなお話でございました。

4月24日、矢板のシルバートレッキング部という方たちが45名、平均年齢67歳のグループが登山をしたわけでありまして。どのように車を置いたのか、その辺もやはり危惧するところがあります。早急に対処していただきたいと思っております。

それと、頂上付近に案内板、どの方向にどこの町並みが見えるとか、どういうものがあるとか、そういったものも設置していただけないか、再度質問をいたします。

舟渡団地については状況を見ながらということでありまして。これも、七会の幼稚園もそうではありますが、いろいろな縛りはあるでしょうけれども、それを解いていって、地区で利用していくというような方向づけの中で、もう一度お伺いをいたします。

また、戻りますけれども、この後、桐原議員からもご質問がございますけれども、地域活性化経済危機対策臨時交付金、これは時限立法でありますけれども、こういったものをこのような施設に利用できないのか、その辺についてもう一度お伺いをいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） うぐいすの里の展望風呂というものでございますが、私も現地を確認しまして、見てきたわけなんですけれども、もう一度再開するということはなかなか大変なのではないかなと思っております。

それと、再開に当たっての経営状況の内容等につきましては、今までの計画がありますが、そのことにつきましては、それぞれ担当課長のほうから説明させます。

道路につきましては、私も見てまいりました。うぐいすの里の公園に、近くまで道路が延びているということは承知しておりますが、展望風呂そのものにつきましては、これからのの中では再開というのは難しいのではないかなと、私はそう感じてまいりました。

それから、鶏足山についてのそういう展示等についてでございますが、できるだけここが城里町で一番高い鶏足山だよというそういういろいろな施設等につきましては、これからの中で考えていきたいと思っております。

舟渡団地の集会所の件なんですけれども、その前にある今までの住宅につきましては、今回、

緊急経済対策等について、それを利用しながら解体していきたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 南條議員さんのご質問にお答えをいたします。

平成19年第2回の定例会で、南條さんより質問があったかと思えます。平成19年4月初めで、故障以後再開してございません。平成18年度の展望風呂の諸経費、人件費、その他の経費等を含めまして1,600万円ほどかかっております。平成18年度の収入が約600万円で、1,000万円の赤字でございます。

平成18年度より指定管理者に指定管理料を払い、管理を委託しているが、利用率も低下している状況を踏まえると、経済効果を考慮して、営業するというのは、先ほど町長が言いましたように大変ではないかと考えております。

先ほど浄化槽の見積もりにつきましては、南條議員さん800万円と言ったような記憶がございますが、980万円でございますので、補足しておきます。

以上です。

〔「地域活性のやつを水遊び場を直したり、そういうふうには充てられないのかなということを知りたい」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 舟渡団地の集会所についてでございますが、この集会所の修理に、今度の緊急対策のほうのあれが使えるのかということでございますが、よく精査して、その中でできれば対策をしていきたいと思っております。

〔「ではなくて、例えば地域活性化の財政の時限立法を水遊び場とか、そういった施設、そういうものとかなんかに充てて使うことはできないんですかということを知っている。もしできればそういうもので対処することも可能かな」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 担当課長のほうからよく説明させます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

水遊び場の修繕とかそういうものに対して、経済危機対策臨時交付金を充当して、活用できないかというご質問であるかと思えますけれども、まだ制度要綱がはっきりしたものが明記されておられませんので、今精査中でありまして、今後検討して、補正についても9月あたりを予定しておりますので、それまでには内容等を精査して、できるものは実施していく考えであります。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） できるものは実施していくといたら町長答弁と狂ってしまうべよ。

〔「そうじゃあんめえよ。だから、充当できるかできないかで、できるものはやると言っ

ている」と呼ぶ者あり]

議長（鯉淵秀雄君） だから、できるものはやると言っても、水遊び場はもう取り壊しにすると町長は答弁しているんだよ。

〔「できるかできないかの判断がまず先でしょう」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 町長が取り壊しをしようと言ってるのを、財政課長ができるかできないか判断すると言ってるんだよ。

〔「いや、それは事業の中身について言っただけで」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 事業の中身じゃあんめえ、南條議員が聞いているのはそういうものに利用できないかと聞いてるんだ。

〔「だから、それをわからないからどうだと言っているんだろう。まだその内容が確実に示さなければ。よくわかるように説明を」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 今申し上げたのは、給付金事業の制度論を申し上げたことでありまして、事業の中身について、実施できるできないということで申し上げたものではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

9番（南條 治君） それでは、3回目に入ります。

先ほど町長の答弁の中で、子どもさんの利用が減っていると、そういうご説明がございました。そういったものも、こういった阿久津議員も真剣に悩み、質問をいたしました。水遊び場はやはり子どもの宝であると思います。そういうものに対して対処できない、これからしていくというような返事を聞きたかったわけですが、以上で質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、9番南條 治君の一般質問を終結いたします。

それでは、通告第2号、8番玉川台俊君の発言を許可いたします。

8番玉川台俊君。

〔8番玉川台俊君登壇〕

8番（玉川台俊君） それでは、通告によるところの一般質問を始めます。

まず初めに、新型インフルエンザについて伺いたいと思います。

今春発生しました新型インフルエンザは、幸いなことに当町においては発生しておりません。しかしながら、政府においては、今回の弱毒性のインフルエンザではなく、強毒性のインフルエンザが発生するだろうということを想定して、国において行政がとるべき行動指針がありまして、今回その報道等からその一端をかいま見ることができました。しかしながら、当町において今後新型インフルエンザが発生した場合、どのような対応策をとられるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

また、今回発生した新型インフルエンザには、初期の段階での適切な治療が有効であり、今後発生すると考えられておるものにも、同様に発症後の早期の治療が重要であります。

しかしながら、今回一部の民間医療機関では、発熱患者の診察拒否という事例もありました。今後本格的に感染がふえれば、ますますこのような事態がふえることや一部の発熱外来の受け入れにも限度があるともいわれております。

そこで、町民の方々に身近な町の診療所で治療を受けられるよう、発熱外来を開設し、新型インフルエンザ発生に対応できる体制をつくるべきと考えますので、町長の考えを伺いたいと思います。

2番目は、教育行政について伺います。

初めに、児童・生徒の学力向上を図るための具体策を伺うものでありますが、県においても、本県の児童の学力テストの結果を踏まえ、算数の学力を上げるべく、夏休みに四、五日間の補習を行う等の計画があるとの報道を目にいたしました。

町長も就任あいさつの中で、子どもたちの学力を上げるという施策を町の広報紙に掲げられたと記憶しております。このことは大変有益なことであり、かつ重要なことと認識しております。過去においてたびたびこのテーマについて質問してきましたが、町長並びに教育長がこのたび一新された中で、城里町の児童・生徒の学力向上を図る具体策について、町長並びに教育長の考えをそれぞれ伺いたいと思います。

その中で、このたび教育長に就任された石原教育長は、小学校、中学校での教職の経験がないというように聞き及んでおります。そのことで町の教育長としての責務が果たされるのかと心配する声も聞いております。それをあえて認識しながら、町長は石原教育長を抜てきしたことでありますから、何らかの期待をかけているのかなと思いますし、新しい町に別な形で、教育行政に対して力を発揮してくれるという期待もあるんだろうと思います。どのように教育長として、子どもたちの学力を上げていくのか、どのようなお考えがあるのかを聞きたいと思います。

2点目は、学力向上のため、県内の八千代町が塾講師を招いて講習を実施しているということがあります。また、昨日のテレビ番組でも、大阪の学校が家庭教師を派遣する業者から講師の派遣を受けて、学力向上の取り組みをしている旨の番組もありました。

以前にも質問した内容であります。このたび教育長がかわりましたので、再度伺うものであります。

3点目は、常北高校を特色のある有数の高校に育てるといような町長の考えがありましたが、3月議会では中身がちょっとわからなかったものでありますから、もう一度聞きたいと思います。

「弾力的で特色のある教育課程の導入など個性を押し出すことが必要と考える」と答弁されておりましたが、これはどのようにすることで実現可能と考えられるのか、まず聞きたいと思います。

また、町長はその答弁の中で、県からまず生徒を集めなさいというように言われているということもありましたが、集まる魅力を提示することも必要かと思えます。その点どの

ようなお考えがあるのか。それだけでなく、最近県の小規模高校の統廃合の記事がありました。そのような記事が挙がると、必ず常北高校もその中に出てくるといことで、有数の高校に育てる以前にその存続が危惧されております。そのようなことを踏まえまして、どのように常北高校を有数な高校に育てることができるのか、町長に伺いたいと思いますし、また、石原教育長は過去において常北高校の校長を歴任されたと、そういうふうにも伺っております。その現場にいた立場からも、教育長にどのようにすれば地元の高校がそのような有数な高校になれるのか、お考えを聞きたいと思います。

3番目は、公共事業についてであります。工事には契約時に工期が定められております。しかしながら、工期の延長が多々見られております。工期延長は地域住民に多大な不便を強いることになり、工期の厳守を求めるためにも、今後工期延長をした業者に何らかのペナルティを課す考えはないかを伺いたいと思います。

例えば、工期延長の請負がある場合の応札停止や工事完了後一定期間の間の応札停止とか、いろいろあるかなと思いますので、そのようなことを考えてはどうかと思います。考えを町長に伺いたいと思います。

4点目、町の活性化についてであります。5点ほど伺いたいと思います。

1点目は、農業の活性化対策について伺いたいと思います。

町長は、3月議会で「どのように推進していくかを模索中であり、新規就農者支援事業を活用し町内以外にPRしながら活性化に取り組む」と答弁されましたけれども、これでは新規就農者頼りであって、全体の農業の活性化になるのか、大変疑問であります。就農者人口よりも離農者人口、例えば耕作放棄、このような方が多いのではないかと、ますます高齢化によって離農される方のほうが多いのではないかと、その辺を具体的に伺いたいと思います。

2点目は、耕作放棄地の活用や水田の転作に飼料米の生産、また、植物工場の誘致などを考える考えはないかと伺いたいと思います。

政府のほうでも、減反、要するにお米の生産調整に対応するために、飼料米の生産などに力を入れていくということがいわれております。また、現状では普通の食米に対して飼料米の価格が安いということで、生産者側がちょっと問題があるということも確かですが、政府のほうでもこれに対して支援をしていくというような報道もありました。

また、植物工場に対しては、その導入に対して、やはり政府のほうでも今後力を入れていく、そして、補助も出していくというようなことも報道がされております。今後の農業を考えますと、今での考え方から離れて、そういう路地栽培とかではなくて工場で農業を行う、こういう形がやはり今後はますますふえていくんだらうと思いますし、若い人が農業をするためには、こういう環境が必要なのかなと思います。

政府のほうでも、今50カ所ぐらいある工場を150カ所ぐらいにふやしていくという方針があるようでありますので、その方針に沿って、町に対してそういうものを導入すること

ができないか、また、いろいろな補助を受けてそういうことを誘致することができないのか、そういうことを調査していただきたいと思いますし、前向きに検討していただきたいと思いますので、考えを伺いたいと思います。

次に、3点目ではありますが、観光資源でもありますホロルの湯の効率的な運営の具現策を伺いたいと思います。

町長は、3月答弁で、「ホロルの湯について改善する点が多々ある」と、「自分の目で確かめて改善できるところを改善し有効活用を図っていく」とご答弁されておりました。3カ月たった中でどのような改善点が見られ、どのように改善すべきとお考えなのか、伺いたいと思いますし、やはり有効な活用の方法というか、自主的な運営を図っていくためにも民間企業による運営にまさるものはないだろうと思います。

昨年9月に、サンアメニティが撤退し、緊急避難的に開発公社が指定管理者になりましたけれども、そのとき私、前町長に対して質問しております。2年半過ぎた時点で指定管理者を公募したのでは間に合わないだろうと。昨年9月の時点で、既に新しい民間の企業を公募していく体制をつくるべきではないかと、そのように質問した経緯があります。当時の町長は、私の質問の趣旨に沿って、そのような方向で考えていくと答弁された記憶しております。であれば、今現在でもその新しく2年半後、今で言うと2年後でありますけれども、その時点で公募すべきではないと。今の時点でも公募をしていくというのはなかなか難しいと思います。応募される企業もなかなか少ないだろうと。ですから、少なくとも今緊急避難的にやっている中で、新しい民間企業を公募していくべきではないかなと思います。そのような準備をされてきたのか、伺いたいと思いますし、また、サンアメニティが撤退したという報道は新聞でされております。それを受けて、新たな民間企業が自分たちが指定管理者になりたいとか、そういう応募が今まであったのかなかったのか、あったとすればどういう企業があったのか、伺いたいと思います。

それから、4点目の城里芸術の里構想について伺いたいと思います。

この質問も、3月の議会でちょっと答弁がわからなかったということで、再度伺うものでございますが、町長の答弁としては、町内在住の芸術家、陶芸家、画家などとの交流を深めて歴史的なものを町外に発信するとともに、芸術家を目指す若者が町に住んでくれれば活性化につながるとお答えされておりました。この住んでくれればというところに疑問があります。もちろん住んでくれればよろしいと思いますが、住んでいただくための策はあるのか、その辺を伺いたいと思いますし、これを公約に掲げられたわけでありますから、住んでいただく策はあるんだろうと思いますので、もう一度構想を伺いたいと思います。

最後に、物品の納入や随時契約できる小規模事業に対して、町内業者を積極的に活用する考えはないかを伺うものでありますが、過去において、敬老会などで配付されました菓子などが、どう見ても町内業者からの調達ではないようなものもありました。こういうものをできれば町内業者から調達してはいいかかなと思うものもありますし、また、事務用

品についても、また、コンサルなどのものでも、小額な契約について多数の企業を指名して競わせていると。

例えば100万円前後のもので数社、5社、6社、そういう企業を入札させていると。どう見ても100万円の予定価格では、最大利益があったとしても100万円なんです。当然そんなことはありませんし、利益の幅が当然少ないわけです。そういうものはなるべく随契ができるようにしてあげることいいのではないかなと。業者によってはもう指名されていますから、入札には参加するけれども、しても利幅もないしなかなか難しいだろうということで、ちょっとうんざりするような声も聞いております。

財務規則では、コンサルなどは50万円以下は随契ができるとされておりますが、50万円以下という仕事もなかなかないだろうと。これは私の考えであります、できれば役務であったり、小規模な公共工事についても、今の随契できる130万円でしたか、それをもう少し引き上げてなるべく町内業者に仕事が回るように、臨機応変にその規則をちょっと引き上げることができれば、もう少し随契という形ができて、町内業者も少し仕事が回って潤うのではないかなと思います。そういうことはできないかを伺うものでありますし、町内業者が入っていない入札結果を見ますと、ちょっと首をかしげるような入札も多々見られました。

先月行われたものでも、コミセンの清掃業務などでありますけれども、これはどう見ても町内業者はいらっしゃらないんだらうなと思います。6社が応募しております。予定価格が550万円、落札業者は98.86%、約99%で落札しております。6社が入っています。これはすごい落札率だなと。ホームページに載っておりますから、多分こういう結果を町民の方が当然ごらんになるんだらうなと思います。これはいかがなものかなと。100%に近い落札価格です。それで、応札の金額を見ますと5,000円違いが数社並んでいて、うまくできているものだなと思うのが普通かなと思います。

去年はどのような入札があったのか、ホームページに見当たりませんのでわかりませんでしたけれども、これは町内の業者さんとかが入っていれば随分形も変わってくるんだらうなと。また、毎年このような高額な落札率であるものに対しては、予定価格を事後公表にするという方法もあるのではないかなと。少し全部が全部予定価格を事前公表、これもちょっと考え直すべきではないかなと思いますので、その点も踏まえて、あわせてご答弁いただければと思います。

一度目の質問を終了いたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 8番玉川議員のご質問にご答弁したいと思います。

今新型インフルエンザ感染者のことにつきまして、ご質問等がございましたが、城里町新型インフルエンザ対策行動計画を基本に、国の基本的対処方針を踏まえながら行動して

いくことになるかと思えます。

水戸保健所等関係機関と連携を取りながら、インフルエンザの感染拡大の防止、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめるため対応していくことになるかと思えます。

次に、診療所に発熱外来を開設させる、そういうこともないのかというようなことですが、この行動計画では、発熱外来は感染症指定医療機関及び入院治療協力医療機関に立ち上げることが基本となっているため、そういう町内の診療所に開設する考えは今のところ持っておりません。

後ほど、詳細については担当課長のほうから説明させます。

それから、児童・生徒の学力向上を図るための具体策を伺うということですが、小・中学校の各学校間や学年間の連携を強化して、各校の教育力を十分に発揮させて、児童・生徒の学力向上を図らせていきたいと思っております。

教育長のほうからも、いろいろこの点について答弁があるかと思えます。

また、八千代町が塾講師を招いて補習を実施しているということで、当町でもそのような補習が対応できないのかということですが、受験対策としての補習は、各中学校の進路指導の一環でございまして、入試のラストスパートをかける時期での受験生への支援、指導は、各中学校の教員の責任においてすべきことと私は思っております。

また、この件につきまして、いろいろ父兄との話し合いの中で、そういうこともあればまた考えていきたいと思っております。

また、教育長のほうからも詳しいことについては答弁があるかと思えます。

常北高校を特色ある学校に育てる、有数の学校に育てるとの考え方の具体策について伺うということですが、最近の常北高校生は、服装や態度に落ち着きが出ており、高校の先生方の指導の成果を感じます。城里町の唯一の高校として常北高校を存続させていきたい、そのために安定した入学者の確保が必要と考えているところでございます。

各高等学校とも協議をし、高校の特色をいかに出せるかを検討したり、さらに、町民の理解と協力が得られることが大切だと思いますが、具体策につきましては、教育長に答弁させます。

工期の延長についてでございますが、進捗の段階で安全性からも必要な場合もあり、認められた制度なので、一概にそういうことについてのペナルティは課せられないと考えております。ただし、工期延長の場合などは、業者はその地域の皆さんに説明できるような業者であってほしいと思っております。

次に、農業の活性化についてでございますが、本町において農業を目指す新規就農者、Uターン者が数多くいるので、平成20年度に町単独事業で設置した新規就農者支援事業を活用しながら、遊休農地の解消等に取り組んでもらえるよう支援していきたいと考えております。

また、そういう遊休農地、いろいろ遊休農地にもあると思えますが、本当に小さな遊休

農地もあります。お年寄りだけ2人で暮らしている、そういうところでの遊休農地等の農業支援というものはこれからの中でどうしたらいいのか、私自身もきちっとしたことはわかりませんが、とにかくそういう中では支援をしていきたいと、そういう気持ちの中でこれからもやっていきたいと思っております。

詳細については、担当課長より答弁をさせます。

それから、耕作放棄地の活用の件でございますが、減反政策の取り組みとして、水田有効活用による飼料供給力対策等により推進しているところでございますが、収益性が通常の米に比べて著しく悪いため、本年度は3,000平方メートルの作付しかございません。

また、植物工場の誘致でございますが、私も植物工場というものがまだよく理解できておりませんので、内容を十分に研究しながら考えてまいりたいと思います。たしか会社関係の法人化、そういうのを担っての植物工場という意味なんだろうと思っておりますが、そういうことも城里町の中に入ってきていただければ、やはり大変ありがたいなと思っております。

また、ホールの湯の効率的な運営策を伺うということで、私自身何回も足を運んで、お客様とお話をしたり、感想を聞いたりしておりますが、不況の影響はまだあると感じております。町として、町民の利用券の全世帯配付やふるさと雇用再生特別基金事業を活用して、送迎車の運行を実施して、集客の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、そういう時期が来たら、民間に任せることもこれからの中では考えていきたいと思っております。

城里町の城里芸術の里構想の具現策を伺うというようなことでございましたが、確かに前回は質問いただきました。前回答弁したとおり、城里町が町内外に誇れる豊かな自然に培った歴史ある芸術等を通して、国内的、あるいは国際的交流に結びつけ、地域活性化につなげていけないかという観点から打ち出したものでございます。もちろんこのような事業になると一朝一夕にはまいりませんが、茨城県や国際交流協会、商工観光等の関係機関の協力をいただきながら、構想の実現化に向け鋭意努力してまいりたいと思っております。

それから、物品の納品について、随意契約できる小規模な事業に町内業者を積極的に活用する考えはないかということでございますが、物品納入、小規模工事等の発注につきましては、でき得る限り町内業者を選定し、契約を行っておると承知しております。今後も町内業者育成はもとより、町内経済の活性化を含めて積極的に活用していきたいと思っております。

また、随意契約を130万円以上に引き上げることができないのかということ、また、町内の入札するそういう業者のことにつきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

教育長（石原道明君） 8番玉川議員のご質問にお答えしたいと思います。

ちょっとふなれな点がありますので、いろいろあっちこっちいってしまうかもしれませんが、そのときにはご容赦ください。

まず、最初のご質問にございました児童・生徒の学力向上を図るための具体策というふうなことでございますが、この命題は、教育が始まって以来ずっと言われていて、私どももどうやったらいいのかというかぎを一生懸命探し回りました。ただ、玉川議員もご承知のように、これを飲めば効くというような妙薬はなかなか見つからないというのが現状です。ただ、私どもとしては、今2つの点から頑張っていこうということを考えています。

その1点は、子どもの基本的な生活習慣というものを定着させる。そして、学習の習慣、そういうものを定着させることによって、具体的に言いますと、家に帰って復習ができるとか、予習ができるとか、計画的に勉強をするとか、あるいは宿題をするとか、これは家庭でのコミュニケーションが大変大切だというふうに考えます。

それから、もう一点が、学校教育の中の教科の指導の工夫にあるのではないか。ですから、生徒が興味を持つような授業をいかに教師が努力してやっていくかということだと思います。

そのために、先ほどご指摘ございましたように、今年度県のほうでは算数がどうも嫌いな生徒がかなりふえているということで、夏休みの4年生を対象に、ちょうど4年生が落ちこぼれができる端境期なんだそうですけれども、その生徒さんに5日間、夏休み期間に補習的なものをやらせて学力を上げていきたいというふうなことを考えています。当然我が町でも、それに対して全力で進みたいというふうに思います。

まだ言葉足らずのところがございますが、学力向上については以上でございます。

それから、2点目の八千代町の塾講師を招いて補習という点でございます。

これは、先ほど町長のほうからもありましたけれども、基本的には受験勉強、あるいは学校の授業において、生徒・児童を一番よく知っているのは現場の教師でございます。ですから、その現場の教師がどこが足りない、どこをどういうふうにするればこの生徒が伸びていくんだというふうな密着した指導というのは、基本は現場の先生にゆだねるのが原則というふうに私も考えております。

ただ、こういう情勢の中ですので、塾講師を入れることによってどういう効果があるのか、あるいは一番の問題は、中学校の先生、そして主に保護者等々と、学校の授業といわゆる塾の授業というのは根本的にちょっと違うところがありますので、その調整が必要だと。全く私は塾講師を入れることに大反対だという意味ではありません。それも検討の一つだろうと考えていますけれども、そのためにはこれからもう少し勉強をさせていただきたいというのが本音でございます。

それから、3点目の常北高校のことでございます。

これはご指摘になりましたように、現在常北高校においては、存続が非常に危ぶまれている部分があります。先日の新聞等にもありましたように、今常北高校は2学級です。2学級の学校を今後県教委はどういうふうを考えているかという、2年間連続して定員が40名を割ったら、統合の検討校として考慮する。ですから、当面はまず40名を2年間割らない努力をしないといけないというのが、私どもにかけられている命題だと思います。

ご指摘のように、私も常北高校の校長をしてまいりましたので、そのとき以来、今の校長先生は非常に頑張って学校を何とか活性化し、人員を集めたいというふうな努力をしてくれております。ぜひ議員の方々にも、ことしは年2回学校開放をしたい、いわゆるすべての学校の授業を見せたいということで、後でパンフレットをお渡しいたしますけれども、6月17日に6時間、すべての公開をしてどういう状況であるかというふうなものをつぶさに見ていただきたい。これは我々がいたときに比べればかなり前進していると思っています。

ただ、玉川議員のご指摘のように、すばらしい高校にするというふうな妙策はなかなか見つからないので、一つずつその妙策についても検討をしていきたい。今行っています学校の開放をするとか、それから、現在は1年生は全員部活に入れているそうです。ですから、今放課後余り高校生が歩いていないのは、部活動をしているということだそうです。

さらには、もしできることならば、こういう経済状況の中で、常北高校生の学力、いわゆる学校援助をするために、できれば奨学金的な制度も創設できないかというふうなことを考えております。

以上が、簡単でございますけれどもご答弁です。よろしく願いいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） 玉川議員さんの質問にお答えをいたします。

本町における新規就農者につきましては、2005年から2009年までで11名ございます。Uターン者は9名、合計20名でございます。平成20年度において町新規就農者支援事業に該当した方につきましては、2名ございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

企画財政課長（阿久津保巳君） 玉川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

随意契約の130万円の引き上げということでございますけれども、これにつきましては、地方自治法で金額が市町村の場合には130万円を上限として定められておりますので、この金額を引き上げることはできないと思っております。

また、予定価格の事後公表についてということでありまして、事前公表、事後公表、メリット・デメリット多々あるかと思われまいます。現在、町におきましては、規則にお

きまして、予定価格を事前に公表することになっておりますので、その辺も含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 先ほどの答弁の中で、少し答弁漏れがございましたので、お答え申し上げたいと思います。

観光資源であるホロルの湯の指定管理運営について、企業からの応募があったのかというところでございますが、今の時点ではありません。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） 期待していた答弁がありませんでしたので、再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず、インフルエンザの件でありますけれども、町長の答弁の中で、発熱外来を設置する要項として、入院施設があることが肝要だというようなことがありましたけれども、新聞報道等を見ますと、どうしてもそういう外来に集中してしまうだろうということと、現実的な対応としては、入院もパンクしてしまうだろうということで、診療所、または病院において診察を受けて、その処方を受けて、どうしても家で養生することになっていくだろうということが現実的な考えであるということもありました。

ですから、今後発熱外来そのものが余り意味をなしていかないかもしれませんけれども、聞きたかったのは、まずインフルエンザに有効な薬品の確保が大切だということもありますが、例えばタミフルなどの在庫、また、町としてそういう在庫を持っているのか持っていないのか、その辺はどうなのか。県では在庫を抱えているような話を伺っておりますが、町としてはどのようになっているのか、ちょっと聞きたいということもあります。

また、行政の対応はどのようになるのかということは、何を聞きたいかということ、例えば学校の休校の問題、学級閉鎖かもしれませんが、それをどのようにしていくのか。

この間新聞でも、1人が発症すると、前は10日だったみたいですけれども、1週間程度休むという形になりましたけれども、次から次へとやはり今でも新型インフルエンザは各地で発生しております。そうすると、きりがいいわけでは、ずっと休みにすることはできないでしょうということもあります。その点をどのように考えていくのか、それを聞きたかったということもありますし、例えば町の職員さんが発症したという場合に、役場の行政はどのように対応するのか、全部休んでしまうのか、それではいけないだろうと思う。そういうことをどのように想定して対応していくのか、そういう対応策を聞きたい。

また、学校関係でいいますと、例えば給食センターの職員さんが発生した、患者が出る。その場合、給食ができなくなるのではないかなど。そういうことが起きたら、またどのように対応をしていくのか、そういう危機管理はどのようになっているのか、聞きたいと

思っております。

それと、一番困った話としては、保育園の休園です。この問題が、例えば共働きをしている家庭としては大きなダメージだと、仕事に行きたくてもいけない、こういうことが問題で、どこか子どもを預ける場所がないのかという要望が大変あったということです。このようなこともどのように町としては考えているのか、ずっと休園するわけにもいかないだろうと。

今回は幸いなことに弱毒性ということで、季節的なインフルエンザとそう変わらないということは幸いでありましたが、もともと国は強毒性の鳥インフルエンザを想定しております。これは結構死亡率等も上がってくるんだらうということで、また、だれも免疫を持っていないということで、感染を防ぐことが大切だということがいわれている中でどうやって対応していくのか。その辺を行政としてどのように対応するのかをお聞きしたいということでありますので、答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育のことでありますが、町長にも具体策をお聞きしましたが、答弁がありませんでした。それは結構でございますけれども、2番目の八千代町の塾のことであります。

これはちょっと考え方が違うのでありますが、町長、または教育長がおっしゃられるとおり、入試対策、学力向上については、担当の教師が責任を持ってやるんだと、それは重々理解しております。それは県内どこも一緒だろうと。その中で、ことしの入試結果を見ますと、残念なことに、教育長の出身校であります水戸一高、この辺では。残念ながら常北地区では合格者がありませんでした。過去においてはそれなりに、逆に言うとかかなり有名なところでありました。常北中から水戸一高に学生を随分送り込んでいるというところではありましたけれども、それが最近になっていたりいなかったり、ほとんどゼロに近いような現状があります。

そこで、私が言いたいのは、学力を上げていく、それは学校の先生の仕事だろう。それで何が違うのかなと。地域格差があるだろうということなんです。水戸の子どもたちは、それなりに進学塾があります。残念なことに当町にも塾はありますが、その性質が違うだろう。進学塾ではないだろうと、そのような気がしております。それで、この経済状況でありますから、塾に送りたくても送れない家庭の事情もあるだろう。その点を公共施設整備基金を活用して塾を開設してはいかがかと。要するに、入試対策をしてあげるといことです。

入試対策は学校の先生の本分ではないんです。ですから、町として入試対策をしてあげると。そのことを言っているわけです。だから、そういうことができないかとお聞きしているわけでございますので。ですから、放課後のことであります。放課後学校を塾に見立てて、学校の先生の負担をかけずに講師を呼んで、お金は町が払って、入試対策をしてあげてはいかがかと、そういうことをお聞きしておりますので、もう一度答弁をお聞きした

いと思います。

3番目の常北高校の問題であります。町長がおっしゃられていた特色のある有数の高校にすると、育てるという面での答弁が残念ながらありませんでした。教育長もなかなか難しいという話もされている。それは理解します。それで、生徒に来てもらうためには、やはり町長が言う特色のある有数の学校にすべきだろう。この常北高校には何々があるから行ってみたい、行ってそれをやりたい。そういうことを何か模索しなくてはいけないのではないかなと。

過去において、高校野球がかなり強かった時代がありました。高校野球、甲子園を目指してということで、水戸からも、また、各地から子どもたちがそれでたくさん集まりました。ですから、部活で何か有名人だと。ちょっと学生も少ないという中で大変ではあるだろうと思います。ですから、部活、何らかの種目を育てると、または、芸術的な特色のそれを育ててあげるんだとか。これはどこまでできるか、高校の問題ですから、地元の教育委員会の及ぶ範疇ではないので問題であります。例えば学力向上させてあげるために、同じ理屈ですけれども、町が塾を放課後にしてあげる、そういうことを町がやって取り組んでいる。要するに、子どもたちが進学のために塾に通わなくても高校にいればそれができてしまう。人数が80人弱でありますから、2クラスですよ。そういうこともちょっとやってあげて、子どもたちに魅力のある学校だと。親御さんについても負担が少なく済む、だから常北高校がいいだろうと、そういうふうなことも考えられないことはないだろうと。そういうところに特色を出していかないと、ただ子どもたちに来て来てと言うだけではちょっと難しいと思います。

水戸市の境にあるリリーベール小学校でしたか、そこは何か聞くところによると、放課後、スクールバスで帰るまでの間、時間がどうしてもあります。その時間を利用して、塾なりのそういうこともやっているとも聞いております。なるほどなと思います。ですから、普通の考えではちょっと人は集まらない、何か特色を出してあげて。それで、高校ですから、町として補助をしていいものかどうかと思いますけれども、そこに通っているのは町の子どもたちもいるでしょうし、どうしても存続させることは必要不可欠であります。これが廃校になってしまったら、ますますこの町として魅力がなくなってしまう。だから、そういう方法もあるのではないかなというふうなことでお聞きしたいと。そういうことも考えられないのか。多分町長はそういうことを考えて特色のある有数の高校に育てていきたいとおっしゃったんだろうと思って期待をかけて、再度お聞きしたいと思います。

次に、公共事業のペナルティを課すことができないかという問題であります。いろいろ調べてみますと、延長の理由として、報告をいただいたところによると、現場精査と。この現場精査の意味することが私はちょっとわかりません。または現場精査の結果、事業量増のためということもありました。確かに規則で認められ、何らかの事情があって工期延長は認められるべきものだろうと思いますが、この報告書をいただいたことを見ますと、

ある業者さんが2つを抱えております。それで、両方一遍にできないかどうか分かりませんが、1つの工事が終わるのを待って、ちょっとそれも延長して、それを片づけてから別な工事をしているのではないかなと思われるようなこともあるんです、時系列的に見ますと同じ業者さんが請け負っていることなんです。そういうこともあって、だから手が足りなくて、ちょっとやっておいて、片づけて、別なところを延長してもらってやっているのではないかなと見られるようなこともあります。だから、それは理由はわかりませんが、現場精査としかないので。ですから、どちらかという、企業から言われるままに工事延長を認めているのではないかなというふうにも見られます。

また、平成20年11月11日に入札を行った下水関係であります。これが工期がほとんど3日、4日後の11月13日、14日に始まりまして、3月15日前後が工期ということになります。このうち8件中7件が右へ倣えです。みんな延長しております。これはどういうわけなのか。工期は、1件を除いて7件中6件は5月29日までということになります。内容は、量が違うのでありますが、契約金の値段からしても、工事の内容が違うんだけれども、工期の延長の期日はもう29日、右へ倣え、ほとんどです。これもちょっと不思議ではないかなと。工事の量によって最大限認めてあげるべきものもあるんだらうと思いますが、もう一律29日ということがあります。これはやはり先ほどと同じように、企業の言うことをそのまま聞いて、よしよかった、はいはいと、そういうふうに見ても見られるだらうと思います。ですから、何らかのペナルティを課すようなこともあって当然ではないかと。

地域の住民は、車両の通行どめとか、いろいろ不便があるわけです。最初に見るわけです。いつまでやるんだな、随分長いんですね、これも工期が。にもかかわらず2カ月も延長する、なぜだらうと。この辺をよくよく考えて、慎重に工期の延長を許可していただきたいと思ひますし、安易にすべきではないだらうと。その分の十分な工期は組んでいるはずなんです。その辺をもう一度担当課としては、工期の延長に対しては慎重に行っていたきたい。ペナルティがつけられるかどうかは別問題であります。その辺を申し上げたいと思ひますので、考えを伺いたいと思ひます。

次に、町の活性化です。農業の活性化の対策について伺っておりますが、町長はわからない旨ありました。

活性化として新規就農者支援だけではだめだらうということに対して、何らお答えがなかったということで、残念であります。2番目の植物工場、自分もよく理解をしていないということがありました。私も特別知っているわけではありませんでして、私のところは茨城新聞をとって見ております。その中でも、このように最近植物工場なりの記事がたくさん出ているということがあります。ですから、普通に新聞をごらんになっていただければ、町の総務課へ入るところにも新聞がたくさん置いてありますので、新聞を見ていただければ、植物工場がどのようなものであるとか、その辺の流れがわかるのではないかなと思ひますので、よくよく理解をしていただきたいと思ひます。

それから、ホホルの湯の件でございますが、町長がおっしゃっていた改善する点が多々あるとおっしゃったので、どういうことがあったのかということをお聞きしておりますが、全く答弁されていないので、もう一度聞きたいと思います。なければならないで結構です。あったと思ったけれども、実際はなかった。しょっちゅう行って、利用者の方にもごあいさつしながら見ていらっしゃるとおっしゃっておりますので、3月議会の中で「多々ある」と、「自分の目で確かめて改善できることは改善していく」とおっしゃっておりますので、それを聞きたいということでございます。

それから、答弁になかったんでありますが、公募の準備を今現在しているのかしていないのか。9月議会では、時の金長町長は、私の質問に答える形で、そういう準備をしていくと、開発公社に任せたのは緊急避難的な処置であったとおっしゃっておりますし、私もそう理解しております。だから、委託料も支払っております。そういうことから、いつまで公社に任せるのかと。ですから、9月の時点で2年半で終わると、その時点ではもう遅いだろうと、すぐにも切りかえるように、あしたからでも、もし応募する企業があるのであれば審査をして検討をしていく必要があるだろうと。その辺をお伺いしたいと思います。

それから、残念なことに今までそういう応募される企業がなかったと聞いておりますが、そもそも公募をしておりますというスピーチというか、案内も必要ではないかなと、もし準備をすればです。準備することに難しいことはないだろうと思いますが、協定書なりは前回もあったし、今回もあったし、それをちょっといじればそれなりのものが準備ができるはずなので、その辺はしていないのかしているのか、していないとすればちょっと残念だなと。町長がかわったから没にしてしまったのかどうかわかりませんが、前回の答弁ではしていくというような趣旨で答弁をいただいておりますので、ぜひとも今からでもやっていただきたいと思います。

それから、芸術の里構想、これは前回と答弁が同じで、期待した答弁がございません。来ていただく策はあるのかということで聞いておりますが、来ていただく策についてあればある、なければならないで結構なので、一度きちっと終止符を打ちたいと思います。来ていただく策はあるのかないのか、簡単にお答えをいただきたいと思います。なければそれ以上聞きようもございませんので、伺いたいと思います。

それから、物品の納入、随意契約でございますが、規則で130万円と限られている、これはもう仕方がございません。その中で、先ほどの事後公表、事前公表、今は事前公表というふうに記載されているからそうしていると。ですから、これを改めるつもりはあるのかないのかを聞いております。ですから、場合によっては、こういう事例があった場合には、次年度はこの件については事後報告でやるとか、余りにも落札率が高いものに関しては事後報告でやることもあると、規則を変えれば簡単なことではないかなと思います。その点を伺いまして、2回目を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） ここで1時20分まで休憩いたします。

午後は玉川議員に対する２回目の答弁から入ります。

午前 11時58分休憩

午後 1時20分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番玉川議員に対する２回目の答弁から入ります。

17番小坪 孝議員が中座しております。

町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 玉川議員の２回目のご質問にお答え申し上げたいと思います。

インフルエンザについて、町の危機管理体制はどうなっているのか、発症したときの学校や保育園、役場職員の対応はどうか、薬品の確保はどのようなかというようなご質問かと思っております。

5月19日に設置した城里町新型インフルエンザ対策本部において、迅速かつ適切に対応してまいりたいと思っております。詳細は関係課長から答弁させます。

次に、教育力向上について、公共施設整備基金を活用した塾の準備はできないのかということでしたが、まずは塾の必要性をよく検討して考えていきたいと思っております。検討の結果、必要な場合には財源についてよく検討してまいりたいと思っております。

次に、常北高校の活性化について、部活動などで特色を出すなど方策を考えているのかということですが、高等学校ともよく協議をし、高校の特色をいかに出せるかを真剣に考えてまいりたいと思っております。

それから、農業の活性化についてでございますが、本町においては、ブランド化できるものを何種類か選定し、関係機関、生産者団体等により開発検討会的なものを設置して検討していくのも一つの方法ではないかと私は考えております。

それから、ホールの湯の活性化についての改善点はあったのか、公募の準備はしているのかというご質問でございますが、改善については、フロントの対応が明るく元気になったと実感しており、引き続きお客様に喜んでいただけるいろいろな改善策を図ってまいりたいと思っております。

公募については、今後運営状況を見きわめながら判断してまいりたいと思っております。

それから、芸術の里構想についてで、いい方策はあるのかなのかということですが、現時点ですぐに具現化できるものはないですが、関係機関とよく協議をし、調整しながらよい方策を打ち出していきたいと思っております。

随意契約について、予定価格の事前公表制度を改めるつもりはあるかということですが、現在の制度で適正に運用されていると認識しており、現時点で変更する必要はあるとは考えておりません。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長加藤木 賢君。

健康福祉課長（加藤木 賢君） 8番玉川議員さんの質問にお答えをいたします。

新型のインフルエンザでありますけれども、感染者が国内で確認されてからきょうでちょうど1カ月がたちます。感染拡大は一段落し、落ち着きを取り戻しておりますけれども、少しずつまだ発生しているような状況であります。きのうの夜9時現在で、16都府県457名の方が確認をされております。

質問でありますけれども、町内で発生した場合の対策でありますけれども、作成をいたしました町の行動計画は、国・県・町とも強毒性の鳥インフルエンザを念頭に作成したものであります。今回のウイルスの特徴から、柔軟な対応を行うために、国の基本的対処方針に基づき、県、保健所等と連絡を図り、指導を受けながら、現在行っている対策をさらに進めるとともに、不要不急の集会、不特定多数が集まる活動等については、主催者側に開催の必要性等を検討していただくことを要請することになります。

さらに、患者と接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等に対しては、感染機会を減らすための工夫を検討するように要請をいたします。事業所、福祉施設等に対して、新型インフルエンザの症状の認められた者については、発熱相談センターへの相談、さらに、自宅待機等を実施するなどの対応を検討していただくことになります。町民に対してマスクの着用、うがい、手洗い、外出の自粛等を勧奨してまいります。

休校、休園等につきましても、県、保健所等の指導をいただきながら、町新型インフルエンザ対策会議、本部会議の中で協議し、関係機関と協議をして要請をしていくことになると考えております。

以上で終わります。よろしく願いいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 玉川議員さんの質問にお答えいたします。

新型インフルエンザに備えて、タミフル等薬品の備蓄をしておく考えはないかという質問でございますが、今のところ備蓄の考えはございません。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

下水道課長（高橋洋造君） 8番玉川議員さんの各工事箇所において工期延長が多いのではなかろうかということと、延長期間が同一になった理由、また、現場での精査というのはどういう意味かということにお答えをしたいと思います。

まず、当然担当課としまして、契約日内の完成を目指しまして、毎週木曜日、工程会議、各現場の現場代理人を出席させまして、うちの担当課と協議をして実施してきておりましたけれども、各現場ともいろいろな支障が多少なりとも出てきております。そういった中から、住民の要望、また、地下水の流出、構造物の変更等が生じたため、いろいろと発生したために行ってきた結果であります。

また、同日ということですが、工事現場が、今やっている現場につきましては隣接しているということから、区間内の接続工事、各工事区間の接続の工事及び通行の確保という面から、そういうことを考慮して慎重に工期を検討した結果、たまたまそういう結果となった次第でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 8番玉川議員さんのインフルエンザについて、役場職員の対応はどうかというご質問でございますけれども、これにつきましては、先ほどの答弁の中でもふれられておりますように、新型インフルエンザ対策行動計画、これらとリンクしました対策会議、あるいは本部会議等の中で方向づけをされました職員の割り振り等に基づきまして、適切に職員を配置して対応してまいりたい、このように考えているところでございます。

議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） それでは、やはり期待した答えが返ってこないの、3回目の質問をさせていただきたいと思えます。

インフルエンザの問題であります、行動計画が5月19日あたりにつくられたというような答弁でありましたが、例えば、今でも各地で発生しております。万が一、仮定の話になりますが、では、きょう職員の中で患者さんが発症したということで仮定しまして、どのようになるのか。だから、役場を全部閉めてしまうのか、どうするのか、その辺の具体的な行動計画というのは決まっていないのか。保健所からの指導等を聞いて、つくっていくという考え方ではもう遅いのではないかなと思えます。

学校の話も答弁がありませんでしたけれども、休校にするにしてもどうするのか。例えば、同じように患者さんが出ました、どうするんだ。指導を受けている間に蔓延してしまうのではないかと。だから、今もうできていなければいけないのではないかなと、仮定の話ですけれども。例えば、給食センターで患者さんが発症した場合はどうするんだ、給食をストップするのか、先ほど、そういうことを考えていますかと聞いています。それに答えをいただきたいと思うんです。まだそこまで考えていなければ考えていなくても結構ですけれども、聞いたことについては、具体的に聞いていますので、ここに答弁してほしいなと思えます。

でなければ、課長さんの答えはもうあるんです、政府からやっているのは。ただ、保険課長の話では、薬品の備蓄は考えていないということでもありますけれども、ただ、政府のほうは6つの項目がありまして、発熱外来等の医療体制の整備、6番目に抗インフルエンザウイルス薬の確保と書いてあるわけです。国は頑張っていて、県でもこの間予算補正して、薬品の確保に努める旨の報道がどこかにありました。だから、県があれば市町村に回ってくるのか、その辺をどうしているのかということなんです。

例えば、町に町営の診療所があるではないですか。そこに患者さんが殺到したときに薬が足りるのかということなんです。何人分ぐらい備蓄してあるのか、現在多分あるにはあるんだろうけれども、その辺を町民2万2,000何がし、その10%としますと、2,000人強です。それに対応できるだけの薬、町内の医療機関、これは発生しますと、爆発的に発生するだろうという中で、県が指定するような総合病院とかには、患者さんがもう行けないだろうと思うんです。

だから、国のほうもそこまで考えますと、やはり身近な診療所あたりでまず処方を受けて、療養は入院なんかもう間に合いませんから、家庭でするようになるだろうということが現実的な対応になってくると。ただ、薬は確保しておかなくてはいけないということがいわれているのに、確保する考えは今のところないというのではちょっと寂しいかなと。その辺の危機管理というか、どういうふうに考えているのかです。民間の医療機関でどのぐらいの、何名分ぐらいの対応ができるのか、調査したのかしないのか、その辺も考えていただきたい。

ですから、国が、例えば人口の何%分ぐらいは必要だろうという考えがあれば、それに沿った人数分を町としても考える必要があるのではないかなと。診療所を抱えているわけですから、その辺の考えをちょっともう一度聞きたいと思います。

それから、学力の向上のことでありますが、その中で町長答弁は、塾の必要性を検討するというものでありました。その必要性を検討するというのは、どなたとどのように検討されるのか。

高校への進学状況を見ますと、一高を例に取り上げて発言しましたけれども、希望する学校へ行くためには、ふだんの勉強も大変必要でしょう。けれども、それは同じ条件でやっているわけではないですか。ただ、地域格差というものがあって、地域格差には経済格差もあるでしょうし、そういう意味では、この町は同じ水戸学区として考えれば、地域的には不利な場所にあるだろうと。それで、この子どもたちを少しでも希望どおりに行かせるためには、そういうことも考えて、入試対策というものをしてあげることが必要ではないかなということでもあります。ですから、前向きに考えていただきたいと思いますし、すぐにやるやらないという答弁は難しいということはおわかりますけれども、先ほども言ったとおり、前向きに考えてほしいなと。

水戸とここでは地域が違うんです。環境が違うんです。東京と茨城でもさらに違うし、ただ、子どもたちは大きくなれば東京にも行くだろうし、日本全部が相手になって戦っていくわけです。その中で環境の悪いところで、子どもたちだけに一生懸命頑張れというのではなくて、行政としてもそれなりに出す資金はあるわけですから、その辺を考えてもうちょっと前向きに検討していただきたい、お願いしたいと、このように思います。

それから、常北高校の問題であります。答弁がなかったのもう一度お聞きしますが、先ほど私が聞いたことに対してどのような感想があるのか、その中で検討してみる余地が

どのようにあるのかわからないのか、検討に当たらないのか、含めてお聞きしたいなと思います。

それから、公共工事の件であります。いろいろ検討して、たまたま期日が一緒になったという答弁がありました。それはそうでしょう。ただ、町民はなかなかそう思ってくれないです。いついつ始まると、始まる前にはある程度案内があります。いついつ工事をします、ご迷惑をかけるなりの案内はあるかなと思いますが、工期延長に対してのそういう案内を行政としてしているのでしょうか、地域の住民の方に。一方的にしているのではないかなという気がします。町民がどれだけ不便を強いられるかということに対して、行政はどこまで目を向けているのか、それなりの案内をしているのかしていないのか、するつもりがあるのか、考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、ペナルティの件であります。今のところペナルティを課す考えはないということですが、万が一、これはペナルティを課していく方向で検討しますというお答え聞くのは難しいかなということで、それ以上聞きませんが、ただ、どうしても見ますと、業者のほうに目がいつているのではないかなと、思いやりが町民のほうに向いていないと、そういう感想がありますので、私も一般町民の方も同じ感想だと思いますから、その点は行政はちょっと考え直していただきたいと思いますので、今後そういう工期延長がないように設計していただいて、工期を設けていただいております。安易にないように。今後あれば、それなりに一々しっかりと理由を聞いていきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

農業の活性化の問題であります。先ほどの課長答弁では、平成20年度は2人しかいらっしやなかったということになります。新規就農者支援だけではやはり限界がある。ですから、行政としては農業法人、これらを誘致するとか、立ち上げるとか、農協というものがあるんですけども、その関係者とはどのように農業の活性化について検討、協議されているのかされていないのか。その辺話がありましたらお聞きしたいと思いますし、このまま別に何の協議もないまま衰退していくのをただ待つのか、聞きたいと思っております。

それから、ブランド化の話であります。町長はもう選挙に先立って、ブランド化の構想を打ち出しておりました。今の答弁ではまだ種目が決まっていなみたいですが、この間も聞きました。ではどうやってブランド化していくのか。それはいつまでにそういうことを決めてやろうとしているのか。任期終了時までには本当にそれができるのか、4年です。いつまでにやるのか。検討するのはいつでも検討だと思いますが、実際具現化していくのはいつまでにしていきたいという考えがあらわれるのかわからないのか、その辺を聞きたいと思っております。

それから、ホールの運営でフロントが明るくなったというお話がありました。では今まではどのような状況だったのか、ちょっと私もわからないので。それで、フロントが明るくなったことに対してどのような利用者からの反応があったのかなと。利用者からの改善点なりのアンケートを施設でとっているのかいないのか。いろいろな施設へ行きますと、

感想をよく聞くものがあります、どうだったのか。エコスあたりでも、お客さんの話を聞いて店長が答えるような、それが玄関のところによく書いてあります。対応が悪いことについてこういうふうに変更しましたと。そういうことはされているのかいないのか、お聞きしたいと思います。

それから、芸術の里構想、来ていただく策はないということで残念であります。ないのであれば、どうしてこのような構想を立ち上げたのか、それが疑問なので、今のところないけれども、ではどうしたいか。それがあって公約に掲げられたと思うので、もうちょっとお話があれば、今のところ具現策はないけれども、どうしたいんだということがあれば、お話を聞きたいと思います。

それから、物品の納入の件であります、今のところ予定価格の事前公表のままでそれを改める考えはないというお話でありましたが、どうしてなのかなと。6社いて約98.8%、大まかに言うと99%、これが普通と見るのはやはりちょっと変ではないかなと。その辺を臨機応変に規則を変えればいいことであって、これはもう自治体が、自分の町が決めればいいことでありますから、それを今一度書いてあるからといって、それを必ず守っていく必要はないだろうし、以前は事後公表、またはしていなかったわけです。それを事前公表するということになりましたけれども、していないこともあったではないですか、この町になって。どういうことがあったかというのは以前聞いておりますので、担当課長はわかっております。

町長がかわったから町長はご存じないかと思いますが、予定価格が町民には知らされないまま、ホームページに載っていたということがありますので、それはどうしたのかなという質問をしたことがあるので、していたかもしれませんが、ホームページにはしていなかったようなこともありました。これはどういうあれかわかりませんが、それがいいか悪いかというのではなくて、今後建設的な考え方からして、やはりそういう事例が続くような入札を毎年するわけですから、そういうものによっては事後報告という制度を取り入れてもいいのではないかなと。それを入れないというのもおかしいのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、先ほどホロルの指定管理者の件をお聞きしたときに、今現在その準備をしているのかしていないのかという質問もしたと思いますが、その辺は私が答弁を聞き忘れたのかどうかわかりませんが、もう一度聞きたいと思います。

先ほどは応募してきた業者さんはいらっしゃらなかったということではありますが、正式ではなくて、非公式的に打診みたいなものはなかったのか、それも含めてもう一度お聞きしたいと思います。

以上で3回目を終了します。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 担当課長のほうから説明させますので、よろしく申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） ただいま17番小坪 孝君が出席をいたしました。

教育長石原道明君。

教育長（石原道明君） それでは、3回目の玉川議員さんの回答をさせていただきます。

1点目が、八千代町関係の塾の講師ということでございますけれども、先ほど町長のほうからございましたように、検討していくというのは具体的にどういうことかということで、私どものほうからお答え申し上げたいと思います。

先ほどお話ししましたように、塾を入れるかどうかということの一番の大きな問題点は、現場の先生との接点だと思っています。ですから、現場の先生方と、それからもう一点は、保護者の方々の意向、私どもが最近お聞きした動きの中では、3中学のご父兄から積極的に塾講師を云々という話は、現時点においてはなかったということでした。ただし、私どもにとっては、玉川先生のおっしゃったように、学力を上げるために、ただないからそのまま放置するというだけでは前には進まないというふうに考えておりますので、その辺を十分に検討していきながら、今後どういう形でその導入ができるかということ、教育委員会として、あるいは各校長会というものとあわせて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の常北高校のことでございますけれども、部活動というふうなお話もございましたけれども、所管が県でございますので、まず、高校のほうで全力を挙げて生徒を呼ぶための努力をしてもらうというのを第一に考えます。それに引き続いて、私どものほうとしては、同窓会組織をなるべくうまく生かしながら、そういう側面的な盛り上げができないのか。そして、3番目として、行政サイドとして城里町から応援できるようなことがないかということを考えていきたい。その一つに、部活動の援助というふうなものがもしできるならば、最近の話では、ことしの夏は野球に出たいということで、野球部が練習しているそうです。近くの大会では水戸商業との戦いで8対1では破れたけれども、一生懸命やったんだという話を聞いていますので、私どものほうとしては、前向きに考えていきたい。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 8番玉川台俊議員さんの質問でございますけれども、きょう職員が発症した場合どうするのかというようなご質問かと思っておりますけれども、これにつきましては、今回のインフルエンザ等につきましては、先ほども申し上げましたように、対策会議、あるいは本部会議等で一定の方向づけをしておりますけれども、本日仮に職員が発症したということになりますと、その職員には当然休暇をとっていただきまして、療養に努めるというような形になるかと思っておりますし、一方、それをさかのぼる一定のルールの中で、接触したと思われる職員、あるいは町民等の対応ということをしていくというようなことになるかと思っておりますけれども、これについては、職員ばかりではなくて、やはり

町民との接触というようなことも考えられますので、総務課だけではなくて、関係各課で協議をし対応するというふうになるかと思えます。

議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 玉川議員さんの薬品の備蓄をしておく考えはないかという質問でございますが、茨城県のほうでタミフルなど前倒しで購入し、備蓄量をふやすという計画を策定しているということを知っておりますので、診療所につきましても、通常の外来患者数に対応可能な薬品量を確保するようにしております。今のところ新型インフルエンザに備えましての備蓄の考えはございません。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 玉川議員さんにご答弁を申し上げたいと思えます。学校関係でございますが、休校、あるいは休園というようなお話でございますけれども、まず、学校につきましても、当面そういう事態が発症した場合には休校をいたしまして、さらに、校長会の中で十分検討して対応策を練ると、そういうふうを考えております。

さらに、給食センターでございますが、現在、明確な判断基準、こういうものは持ち合わせておりませんので、早急にできるだけ早くそういう危機管理体制的なものを詰めていきたいというふうを考えております。

議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

下水道課長（高橋洋造君） 迷惑をかけている住民に対しての説明をどうしているのかということでございますけれども、現在は回覧等、通知説明はしておりません。工事案内板及び現場の担当職員の説明等で補っているところでございます。

また、今後どうするのかということでございますけれども、下水道課ばかりの工事ではございませんので、町全体で今後協議して検討したいと考えております。

それから、工事延長をなくす方策として考えているのはどういうことかということですが、うちの課だけで申しますと、やはり年間相当の工区をやっております。そういった中で、やむを得ないことが多々発生することがあります。全部が全部工期内完了をできるかという、今の段階では若干無理な気がしておりますので、なるべく実施設計等の期間を早い時期に行いまして、そういった中で工期内の完成を目指して、今後とも毎週1回ということで工程会議等を行いまして、十分な検討をしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） それでは、玉川議員さんの質問にお答えします。

まず、活性化対策についてでございますが、JAと協議をしているのかということでございますが、農業関係につきましても随時協議をしてやっております。

次に、ブランド化についてでございますが、JA普及センターと協議をしながら進めていきたいと考えております。

また、ホロルの湯の利用者に対してアンケートを行っているのかということでございますが、毎月やっていると聞いております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 事前公表制度の改めについての判断については、町長が答弁したとおりでありますけれども、事後公表で実施して、事前公表との有無と高どまりの因果関係というのは明確にできていないと思っており、事後公表することによりまして、予定価格の漏えい等の不正防止や入札にかかります透明性の確保が困難であるため、現行どおりでいくことと考えております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） ホロルの湯の公募のそういう準備をしているのかということにつきまして、まだそういう準備はしておりませんが、これからの中で準備していかなければならないと思っております。

それから、ホロルの湯について、どのようなことが変わったのかということでございますが、私は1週間に1回ぐらいは行っているんですが、フロントの方に声をよく出して、そして、元気よくお客様に説明をするようにというようなことで指導しておるところでございます。

以上です。

〔「芸術の里構想」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 芸術の里構想につきましては、私の公約でもございます。引き続きよく検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、8番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 1時59分休憩

午後 2時15分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、通告第3号、3番寺門博志君の発言を許可いたします。

3番寺門博志君。

〔3番寺門博志君登壇〕

3番（寺門博志君） それでは、通告によるところの一般質問に入ります。

1つ目ですが、雇用問題です。

町職員の雇用状況についてお伺いいたします。

地方分権の推進により処理しなければならない事務量が増加し、当町においても多くの時間外勤務が行われ、その実態は明らかにされていません。

そこでお伺いします。

国の定めである労働基準法では、週40時間とされていますが、その実態はどのようになっているのか、町長にお伺いいたします。

次に、企業誘致について質問いたします。

近年、社会的な問題となっている所得格差、医療格差等、格差社会の是正が急務の課題になっておりますが、地域における格差是正や再生には、地域経済活性化や雇用促進のための政策が必要です。企業誘致については、事業自治団体間競争の様相を呈しており、先進自治体では、積極的な企業誘致の取り組みが見られます。その中で、町は企業誘致に関してどのような働きかけをしているのか、お伺いいたします。

次に、町道等の除草について質問します。

町の仕事というのは大きな整備事業だけではなく、町道等のいわゆる足元的な道路の整備や維持、補修、除草といった住民生活に直結する身近な事業も大切な事業だと思います。その中で、町道等の除草は年に何回、どのような方法で実施されているのか、お伺いいたします。

以上3点です。よろしく申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 3番寺門議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、職員の勤務時間等についてでございますが、8時間労働と規定されておりまして、今後もこの時間を厳守していきたいと思っております。

また、細かい点については総務課長のほうから答弁させます。

企業誘致について、町はどのように働きかけをしているのかということでございますが、町では、茨城県に対し、企業誘致の働きかけを行うほか、平成19年度には、企業誘致に関し、県内の動向や町内の立地企業の状況を調査し、企業立地へ向けた課題の整理、取り組みの方策などについて検討してきたところでございます。

また、町道の除草について、どのような方法で実施しているのかということでございますが、町道及び町管理河川等で除草が必要な箇所については、地元区で自主的に実施している箇所を除き、原則夏と秋の2回業者に発注し、除草を実施しております。予算に限り

があることから、職員が直接実施する箇所もあるようでございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

総務課長（田上 勤君） 3番寺門博志議員のご質問にお答えいたします。

職員の勤務体制、時間外等を含めて、労働基準法による週40時間は保たれているのかというようなご質問かと思えます。これにつきましては、先ほど町長のほうからも答弁がございましたように、職員につきましては、正職員、臨時職員も含めまして、午前8時半から午後5時半までの8時間勤務となっております。週40時間を守っているところでございます。

なお、時間外につきましては、各課の事務の繁閑等におきまして、その都度担当課長の命により時間外を実施しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 3番寺門博志君。

3番（寺門博志君） それでは、2回目の質問をいたします。

1つ目の雇用問題ですが、1日8時間を超えていないという話ですけれども、私の聞くところによりますと、昨年3月、これは課は言えないんですけれども、ある課では時間外勤務により、体調、また健康を損ねた職員がいると聞きました。

そこでお伺いします。

このような事実を把握しているのか、もし把握しているのであれば、この職員は十分に休みをとっていたのか、お聞きします。

5月の臨時会で出されました教育費の中の幼稚園費で、嘱託職員に時間外手当が支払われました。このような前例ができた中、時間外手当の請求が行われた場合、どのような対処をするのか。また、正職員、嘱託職員、臨時職員には時間外手当は公平に支払わなければならないと思うが、町長はどのようにお考えか、お伺いします。

2つ目の企業誘致についてですが、いろいろと検討しているみたいですが、もう一度ご質問をします。

当町におきましても、待っているだけの企業誘致ではなく、新たに担当課を創設し、早急にどのような企業、工場が望ましいかについて再度検討をし、そのための情報収集と研究を進めるとともに誘致体制の整備を図り、効果的な企業誘致を展開していくことが必要だと思えます。また、今の現状では、企業が立地できる産業用地はほとんどなく、このため、産業用地の創出に向け土地の利用のあり方も検討し、計画的な土地の利用を考えて行かなければならないと思えます。

そこでお伺いします。

当町では、企業誘致のための新たな担当課をつくる考えはあるのか、町長にお伺いいた

します。

次に、除草について、2回目の質問をいたします。

先日、住民の方から連絡をいただき、旧し尿処理場跡地付近を見てまいりました。すると、路肩の草むらの中に、盗難されたと思われる自販機が放置され、ほかにも多数のごみが捨てられていました。これらのことは他の地域でも見られます。このような不法投棄等を防止するためにも、年2回の除草作業ではなく定期的な除草作業を、町の事業でできないのであれば、地域の住民にお願いできないでしょうか。このことは、地域の環境保全にもつながり、町長の施政方針にもありました心安らく自然環境の中で安全・快適に暮らせるまちづくりにつながると思います。このことから、町道等の除草作業を本町の区単位にお願いをしてはどうでしょうか。また、現在、町道等の除草作業をお願いしている区はどのくらいあるのか、その区に報酬等を出しているのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 最初の常北幼稚園の嘱託職員の件につきましては、担当課長のほうから説明させます。

また、企業誘致についてのことなのですが、若者が城里町内に町民として住んでいくには、どうしても働く場所というものが必要であります。役場内に企業誘致推進室というそういう組織を設置して、これからやっていきたいと思っております。

それから、城里町は高速道路へのアクセスや地元雇用面などで、まだまだ企業が進出する上で好条件を備えていると考えております。しかし、現在のところ、この100年に一度といわれるような景気後退下でありますので、企業誘致も大変難しい状況となっております。今後の景気動向を見ながらではありますが、この地の利を生かして推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、町道の除草でございますが、年に2回ほど夏と秋、業者に発注して草を刈り込みしているわけでございますが、そういう中で、いろいろ危険物等が道路に散乱している、捨てられているというようなこともございます。そういうことも、これからの中で予算のある限り、きれいな城里町のためにやれるだけやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 3番寺門博志議員のご質問でございます。

昨年3月、体調を崩した人がいたと、わかっているのかというようなご質問かと思えますけれども、職員の管理等、あるいは職務命令等については原則的に担当課のほうにおいて行われているわけでございますけれども、全庁的なものについては、各課長等からその都度報告を受け、全体的なバランスをとるとというのが総務課かなというふうに理解しているところでございます。そういうことで、当時そのような話があったというような事実は

掌握はしてございます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 3番寺門議員さんにご答弁を申し上げます。

過日、臨時会で補正をいたしました公立幼稚園の超過勤務手当、今後はあるのかというふうなご質問かと思えます。今後は教育委員会の局長、それから、園の園長とが連携を図りまして、同じようなことが起きないように十分注意してまいりたいというふうに考えております。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 道路の件につきまして、除草を実施している区、またはそれを行うことについては、担当課長のほうから説明させます。

議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

都市建設課長（栗林俊一君） 町道の除草に関して、ご質問にお答えいたします。

昨年度でございますが、町のほうで把握しています除草を行っていただいた区でございます。ほとんどの区がそうなんです、読み上げます。

石塚西区、石塚西B区、那珂西一区、中妻区、那珂西二区、那珂西三区、上泉区、増井一区、増井二区、磯野区、上入野一区、上入野二区、上青山区、下青山区、春園区、小坂区、勝見沢区、上古内区、下古内一区、下古内二区、下古内三区、上坏区、下坏区、粟区、北方区、高久区、錫高野区、孫根区、岩船区、高根区、阿波山一区、阿波山二区、下阿野沢区、上阿野沢区、御前山区、塩子一区、塩子二区、塩子三区、上下赤沢区、大真区の以上の区でございます。

それで、町からこのような除草に対する支援でございますが、除草を実施している区に対して、町からの支援としまして、参加者に対する謝礼及び傷害保険の加入を町のほうで実施しております。

なお、議員からのご提案といいますか、お話のありました区のほうで実施していただくということにつきましては、自主的な管理の意味からぜひ町からもお願いしたいところでございますが、ただ、今のところ事情を聞きますと、区のほうでは除草実施に際しまして、参加者の高齢化及び不参加者の増加等によって年々実施が困難になってきている状況ということでございますので、これについては、区長さん等と個別に相談しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 3番寺門博志君。

3番（寺門博志君） 3回目の質問をいたします。

雇用問題なんです、先ほどちょっと抜けていたのがあったので、再度お聞きします。

5月の臨時会に出された時間外手当が支払われた件なんです、このような前例が万が一、今回教育委員会で、これがほかの課、総務課だったり、企画財政課だったり、全体

的な面で時間外手当が職員から請求された場合、どのように対処されるかと、このことをお聞きしたいです。

また、正職員、嘱託職員、臨時職員の時間外手当はすべて公平に支払わなければならないということを町長にお聞きしたのですが、返答がなかったので、再度お聞きします。

企業誘致につきましては、この不況の中大変難しいとは思いますが、町発展、住民雇用の促進のため、進めていただきますようお願いいたします。

除草についてですが、各区皆様にやっていただいているようで、町民憲章にもあるように、美しい町にしましょうとありますので、住民とともに協力し合える政策をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、雇用問題2点だけよろしくお願いたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 過日、幼稚園の嘱託職員のサービス残業につきまして、大変皆様方にはお世話になりまして、申しわけないと思っております。また、そういうのがこれから全庁的に正規職員にもあった場合とか、そういう場合にはどうするのかというようなことですが、総務課を中心にして、そういうことのないようにこれからの中できちっとやっていきたいと思っております。

それから、企業誘致でございますが、先ほど言いましたように、確かに今大変厳しい時期でございます。そういう中におきましても、やはり伸びる企業というものもあるかと思っております。企業誘致につきましては、これからの中で、先ほど申しましたように、企業誘致推進室というようなものを立ち上げて、そして、若者の働く場所というものをつくっていききたいと、私はそう思っておりますのでございます。

先ほどの件で、雇用問題につきまして、正職員と嘱託等についてということで、正職員と嘱託と公平に支払われるべきだったか、それについてどう考えるかということでございますが、これは規約、規律、法にのっとってきちっと公平に支払われるべきであると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、3番寺門博志君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日水曜日午前10時から再開し、通告第4号、7番小林祥宏君の一般質問から入ります。時間厳守の上、ご参集ください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時38分散会

平成21年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成21年6月10日 午前10時01分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺田 和郎 君
3番	寺門 博志 君	12番	三村 由利子 君
4番	阿久津 則男 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	桐原 健一 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	飯村 吉伊 君	15番	根本 正典 君
7番	小林 祥宏 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	玉川 台俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	9番	南 條 治 君
2番	関 誠一郎 君	10番	杉山 清 君
3番	寺門 博志 君	11番	寺田 和郎 君
4番	阿久津 則男 君	12番	三村 由利子 君
5番	桐原 健一 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	飯村 吉伊 君	15番	根本 正典 君
7番	小林 祥宏 君	17番	小 坏 孝 君
8番	玉川 台俊 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

13番	小松崎 三夫 君	16番	阿久津 尚一 君
-----	----------	-----	----------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤 男	
副	町	長	赤 津 康 明

教	育	長	石	原	道	明
総	務	課	長	田	上	勤
企	画	財	政	課	長	阿久津
税	務	課	長	山	口	充彦
町	民	課	長	久	保	田殿司
保	険	課	長	加	倉	井一史
健	康	福	祉	課	長	加藤木
産	業	振	興	課	長	田口喜一
都	市	建	設	課	長	栗林俊一
下	水	道	課	長	高	橋洋造
会	計	管	理	者	(会
					計	課
					長)
水	道	課	長	川	又	重光
農	業	委	員	会	事	務
教	育	委	員	会	事	務
					局	長
					局	長

1. 職務のため出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	三	村	主
局	長	補	佐			小	林	恵
書			記			川	村	英
						治		

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成21年6月10日(水曜日)

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時01分開議

議員の出欠

議長(鯉淵秀雄君) 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦

労さまです。

ただいまの出席議員数は15名です。

欠席、13番小松崎三夫君、16番阿久津尚一君、遅刻、8番玉川台俊君。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。
傍聴人1名を許可いたしました。

一般質問

議長（鯉淵秀雄君） 本日は一般質問から入ります。

それでは、通告第4号、7番小林祥宏君の発言を許可いたします。

7番小林祥宏君。

〔7番小林祥宏君登壇〕

7番（小林祥宏君） 7番小林祥宏でございます。

まず初めに、阿久津町長におかれましては、町長に就任して城里丸の船長としてかじを取り、3カ月を経過し4カ月目に入ったところであります。その間、第1回定例会、そして臨時会、今回第2回の定例会が開かれておりますが、議員各位から貴重なる建設的なご意見がなされております。どうか今後とも町の活性化、住民の福祉向上に積極的に取り組んで、明るい元気なまちづくりに精進してくださることを強く期待するところでございます。

それでは、先般通告いたしました件について、順に質問いたします。

まず、1番目の学校再編についてですが、今回は小学校再編についてをお伺いいたします。

このことについては、平成18年1月、広報しろさとに平成23年度の学校の児童・生徒の姿として掲載いたしました。その年12月には、町PTA連絡協議会によって、保護者を対象にアンケート調査を実施しました。これによって、平成19年4月に学校再編検討協議会が発足し、その後数回と協議をなされ、平成20年10月6日付で城里町学校再編についての答申がなされたわけでございます。その結果、現在の小学校10校を常北地区2校、桂地区2校、七会地区1校の5校に再編することが望ましいとの報告でございました。

この学校再編に当たっては、当時、金長前町長、三村前教育長のラインで推し進めてきましたが、そこで、阿久津町長及び石原教育長は、答申の結果どおり再編を行うのか、まず考えをお聞かせを願いたいと思います。

それから、(1)として、4月9日から5月7日まで、先般各地区の学校単位で報告説明会を行いました。地域町民からどのような意見があったのか、お伺いをいたします。

(2)として、再編により廃校を余儀なくされる校舎及び跡地の利活用、町としてどう考えているか、お聞かせ願います。

(3)として、児童の通学安全対策についてですが、再編に伴って、学区の通学距離が長くなり、徒歩通学も限界があるかと思えます。そこで、通学の対応についてどのようにするか、お伺いをいたします。

(4)として、学校給食の供給についてですが、現在、常北学校給食センター、桂学校給食センター、七会の給食センターの3カ所を実施し、供給しておりますが、再編に伴い効率的に供給ができないか伺います。

(5)として、再編の開校年月日はいつ公表するのかですが、発表に当たっては、条例の改正と議会の承認を得て再編にもろもろの手續がなされなければならないと思います。今後のスケジュール等についてお伺いをいたします。

大きな2番といたしまして、学校の給食委託でございますが、本町において、学校給食の民間委託を考えているのか。

以上伺いまして、第1回目の質問を終わりにします。よろしく願います。

議長(鯉淵秀雄君) さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長(阿久津藤男君) 7番小林議員のご質問にお答え申し上げます。

平成18年のころに、学校再編問題ということで答申がございましたが、そういう答申の中で、町長、あるいは教育長がかわったので、その答申どおりにこれからの学校再編をやっていくのかということがございましたが、やはり答申というものは大事なものでございます。その答申どおりに、これからの中ではやっていきたいと思っております。

また、それぞれの地域で、学校再編ということは大変難しい問題も含んでいると思います。現在、存在している学校が廃校になるということは、本当にその地域にとって寂しい気持ちであろうかと思っております。私も旧七会村で、再編ではないが小学校の統廃合を少しやってまいりましたが、本当にその地域の人にとっては、学校というものは大変いろいろな意味で大事な場所であるという認識を持っております。

そういう中で、これから学校の再編により廃校とされた学校の活用をどのように考えているのかということでございますが、存続校、廃校となる学校が確定した段階で、PTA、地域住民等の意見を聞いて、その利活用を検討してまいりたいと思っております。

また、小学校の再編に伴い、遠距離通学が必要になった児童に対する通学支援を目的として、スクールバス等を導入する方針でこれからやっていきたいと思っております。

それから、この再編問題につきましては、前に6月定例議会に報告するというところでご

ざいでしたが、いろいろ慎重審議しました結果、詳細については9月の定例議会にご報告するということで検討しているところでございます。

学校給食の供給についてでございますが、小学校の再編に伴い、給食の配送業務及び施設運営費の効率化を図るため、給食センターの再編はこれからの中では進めていかなければならないと思っております。

また、学校給食につきましては、安全・安心な食育の取り組みもありますので、費用対効果などさまざまな視点で調査を進めながら、民間委託についてもその必要性というものをこれからの中で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

教育長（石原道明君） 7番小林議員からのご質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま町長のほうからご答弁がございましたけれども、学校再編の検討委員会の答申を尊重し、保護者、住民のご理解を得ながら、この再編を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以下のことにつきましては、事務局長に答弁させたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） 7番小林議員さんにご答弁を申し上げたいと思います。

地域住民からどのような意見があったのかということでございますが、質問の主なものでございます。廃校となる学校の利活用、これはどのように考えているのか、さらには、存続校につきましては、常北、桂、七会地区とも1校でよいのではないかとというようなこともございました。さらに、再編の期日、これはいつになるのかと。さらに、スクールバスの運行を考えているのかなど、身近な質問が多く出されてきたところでございます。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書の中をご高覧をいただきたいと思っております。

さらに、地区報告会の中で、少子化に伴う複式学級の解消には早急に再編を望みたいというようなご意見もありましたし、町民の合意形成を得て学校の再編を進めたいというふうに考えております。

それから、スクールバスの件でございますけれども、ただいま町長がご答弁申し上げたとおり、存続校等が確定次第、スクールバスの導入の基本方針、さらには、運行ルートの検討、こういうものに入っていきたいというふうに考えております。

議長（鯉淵秀雄君） 7番小林祥宏君。

7番（小林祥宏君） それでは、第2回目の質問をいたします。

ただいま地域住民のご意見がいろいろな面であったかと思えます。何といたっても地域は再編のパターンを非常に重視しておるわけでございます。したがって、今後どのような再編編制というか、決定していくのか、その点についてお伺いします。

それから、ただいま住民報告会においては、今回6月定例会に提案して議会の承認を得て、次のステップに入っていくと報告説明がございましたが、ただいまはいろいろな関係で9月に提案するという町長の答弁がございましたが、これはできるだけ早く提案して、議会の承認を得て、もう住民にお知らせ願うことが大事かと思えます。

それから、再編により廃校となる校舎の活用ですが、再編となる学校と同じくセットで考え、地域住民と協議してよりよい利活用ができるよう特段のご配慮をお願いします。ただいま答弁の中でも、やはり再編がなされてからの問題だということで、これは本当に真剣に地域のコミュニケーションの場として必要でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それから、(3)の児童の通学安全対策ですが、ただいまスクールバスの運行を考えているという答弁でございましたが、そこで、スクールバスが入る場合、通学距離を何キロメートルくらいを目安にしているのか、また、バス何台予定しているのか、それから、再編により県から補助金が交付されると聞いておりますが、どのくらいの金額が入ってくるのか、この辺を教えてくださいたいと思えます。

それから、(4)の学校給食の供給についてですが、各センターの調理能力の食数はどのくらいなのか、おのおの食数についてお示しを願いたいと思えます。

それから、(5)の再編の開校年月日ですが、小学校はご承知のとおり明治の初めに設立され、130年から140年に及び、歴史、伝統、文化が綿々と受け継がれて、現在でございます。このような意味で、まさに教育行政の大きな改革かと思えます。再編開校年月日も、あと1年9カ月の期間しかありません。どうか所期の目的が必ず達せられますことを信じまして、町長、教育長の強い決意のほどをもう一度願いをいたします。

それから、大きな2番として、学校給食の民間委託ですが、我が町でも配送については委託しております。単独校を除いて学校共同調理場はほとんど配送については委託であろうかと思えます。しかし、全面委託、調理部門の委託が県内市町村ではいろいろ最近はふえておる状況にあります。そういう意味で、その状況を把握しておられればお示し願いたいと思えます。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） ただいま8番玉川台俊君が出席をいたしました。

町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） パターンの方につきましては、答申を尊重して慎重を期して進めてまいりたいと思っております。それに伴って、9月議会に再編の結果を報告していきたいと思っております。

確かに、再編になったときに廃校になる学校ということにつきまして、再編で廃校になった学校をどのように利活用していくのかということは、これは本当にこの学校再編問題についての中で、一番大事なことはなかろうかと思っております。地域の住民の皆さんのご意見等を聞きながら、その廃校になった学校の利活用を考えていきたいと思っております。

そのほかの点につきましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

教育長（石原道明君） それでは、7番小林議員にお答え申し上げたいと思います。

まず、どのような編制でというご質問がございました。基本的には先ほどお話ししましたように、もとの3地区のところ、常北が2つ、桂が2つ、七会が1つというふうな形で考えております。

この選択に絡みましては、先ほど局長のほうからお話ありましたように、いざなくなってしまうということに対する各学校の思い入れが非常に強うございます。それで、今単Pの会長さんを集めて第2回目のアンケート調査をしようとしております。できるだけ城里町の将来を見据えた上で、具体的に言いますと、常北の2つをどういうふうな形で選びますかというふうなことを、範囲は狭いんですが、在校生の保護者にアンケートをやろうと。今協議中ですので、どういう形になるのかはちょっと今申し上げられない部分がありますけれども、住民の理解を得るために努力をしているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

その他、校舎利用等につきましては、事務局長のほうからご説明させたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 小林議員さんにご答弁を申し上げます。

スクールバスの距離でございますけれども、補助基準というのは4キロ以上ということになっておりますが、地形等もいろいろ検討をしなければならないのでありますが、現段階では目安で2キロというふうなことを検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、何台なのかというご質問でございますが、新たに再編校になるというところには、これは台数ではございませんが、1校当たり補助の限度額が500万円でございます。その500万円でございますが、補助率につきましては2分の1、さらに、補助の期間でございますが、再編前年度、または再編年度の購入時に補助をしますということでございます。

それから、スクールバスの運行費、それから、通学定期代の補助等がございます。それにつきましては、補助率は市町村負担分の3分の2、または2分の1でございます。補助期間でございますが、再編後3年間ということになってございます。

それから、給食センターの最大供給給食数、これにつきましては、常北給食センター

2,000食、桂給食センター1,100食、七会給食センター300食でございます。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 7番小林祥宏君。

7番（小林祥宏君） それでは、第3回目の質問に入りたいと思います。

いずれにしても、再編をどのように決定していくのかということなんですが、この再編をパターンといっても、策定委員会とかいろいろあるかと思うんですが、その組織、どのようにこれからスケジュールとしていくのか、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

それから、（4）の学校給食の供給についてですが、再編の報告書等によると、平成25年の児童数は表で見ますと949人、生徒数が606人、推定として1,555人です。やはりこのような状況ですと、3カ所のセンターで稼動していた給食センターを1カ所で運営供給できるかと思えます。ただいま供給食数の能力を聞いたところ、常北センターが2,000、桂センターが1,100、七会が300でした。そういう数字から見ましても、これから申すまでもなく、財政が逼迫している町にとって人件費の削減は無論のこと、施設管理費、光熱費、備品等において予算が大きく縮減されるかと思えます。以上のような点から、早期に実施すべきと思いますが、町長の考えを再度お伺いします。

それから、学校給食の委託状況について、県内町村についてどのような、民間委託、それは各市町村、全面委託、調理委託、そういう県内市町村の状況を把握していれば教えていただきたいと思えます。

以上で第3回目を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） これからどのような方法で再編組織して、再編に向かっていくのかということにつきましては、担当課長のほうから説明させます。

また、給食の件等につきましても、担当課長のほうから説明させ、また、この近辺の学校給食の民間委託等についても担当課長のほうから説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） ただいまスケジュールということでございますが、先ほど町長からお話ございましたが、まず、学校再編の実施計画策定委員会がございますので、その中で、現在協議をしているところでございます。さらに、9月に向けて最終的な案ということで、議会に報告をすることで予定をしているところでございます。

その後、町内に再編の準備委員会、そういうものを設置したり、さらには、その設立もしたり、それから、当然専門部会も設置をするような形になってくると思えます。それは、開校の専門部会であり、閉校の専門部会であり、そういうものをクリアしながら開校、閉校年に向けて、できるだけ早く進めていきたいというふうに考えております。

さらに、県内の学校給食の民間委託状況ということでございますので、平成21年4月1

日現在のデータでございますが、これは自校式という給食の方法もありますので、それを除いた、いわゆる共同調理場、それからセンター方式、こういうものでご報告をさせていただきたいと思っております。

県内には、中央ブロックを初め県西ブロックまで7つのブロックがございます。設置数が66カ所ございまして、民間委託が18カ所でございます。率にして27%が民間委託をしているというふうな状況でございます。

〔発言する者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 大変失礼しました。

現段階の給食センターの施設の稼働率、これを見ますと、先ほど小林議員さんからご指摘のとおり、少ない状況でございます。率にして57.7%でございます。3,400食のところ1,963食ということでございますので、余裕が1,437食程度でございます。これらにつきましては、そういう現況でございますので、より効率的な学校給食の運営というものを図るために、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

〔「民間委託について、町長がやるかやらないか……」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 学校給食の民間委託等につきましては、安全・安心な食育の取り組みもありますので、費用対効果などさまざまな視点で調査を進めながら、民間委託についてもその必要性というものをこれからの中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

7番（小林祥宏君） 以上をもちまして、終わります。ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、7番小林祥宏君の一般質問を終結いたします。

それでは、通告第5号、1番河原井大介君の発言を許可いたします。

1番河原井大介君。

〔1番河原井大介君登壇〕

1番（河原井大介君） 1番河原井大介でございます。

通告に従いまして、質問のほうをさせていただきます。執行部におかれましては、積極的かつ具体的なお答弁をよろしくお願いいたします。

まず、まちづくり対策ということで質問をさせていただきたいと思っております。

これはもう大枠でございますが、（1）番、農産物のブランド化対策、また、観光対策ということなんですけれども、きのう玉川議員さんのほうからも質問がありまして、農産物ブランド化について検討委員会、開発委員会を設置するという町長からのご答弁がございました。そういった中で本当は幾つか、きのう質問されてしまいまして、やり方が少し変わってしまうところもあるんですけれども、農業の問題というのは、最近、テレビ、マスコミ等を通じながら、また、議会等々でも関心を集め、さまざまな議論がなされている

ということが見られるのではないかな。1人の農業従事者としても、また、私、新規就農者でございますけれども、新規就農者としても大変喜ばしい、うれしいことだなと思っております。

そういった中で、城里町の農林業センサスというものがあるんですが、このデータを見ると、農林業センサス2000ですけれども、これを見ますと、大体第一次産業、農業についてですけれども、昭和50年から大体最近では平成17年の数字が出ていまして、この就業者数は本当に減少しているんです。昭和50年は約5,000人いたところが、最近では1,800人ぐらい、随分落ち込んでいる。つまり、これは二次産業、三次産業へと雇用形態も変わっていくという中で、これはいたし方ない国の政策の部分もあったとは思いますが、そういった中で、実は農林業センサスの中に、統計をとったものでランキングというものがあります。そのランキングを見ますと、県内のランキングなんですけれども、県内44市町村のうち何番目に大体この第一次産業や第二次産業、この町の産業形態がどのぐらいにあるのかというのをご紹介したいなと思っております。

まず、財政力指数、これは2007年度なんですけれども0.41、これが44市町村のうち43番目でございます。最近地域の活性化が叫ばれていくのに商店街が少し元気がないなという中で、この商業、卸業、小売業、製造業、そういったものを見てきたときに、上から順に見ていくと、大体40番、42、43、大体そういった数字なんです。40番台です。44市町村のうちの40番台でございます。

ただ、農業生産額を見ますと、2006年度なんですけれども38億円というのが町の売り上げ、農業の生産額。これが44市町村のうち31位なんです。つまりこの町の基幹産業というのは、ランキングだけを見てあれなんですけれども、ランキングを見てもやはり基幹産業なんだということがわかるんだと思うんです。31番目であるこの第一次産業の衰退というのは、やはりこの町の元気をなくす原因であるというふうに、常々金長町長の時代のころから、もう何度となく質問させていただいております。

昨日、玉川議員にご答弁をされた中で、開発プロジェクトチームをつくるというお話をいただいたときに、本当にうれしいなという思いがいたしました。たびたびこの問題については、もう前町長のころからも質問させていただきました。これは仮称でございますけれども、地域活性課という課を1つ創設をして、縦割りの行政を横に、つまり連携をしながら一つの生産物を、生産だけではないんです、活性化をするためのものが必要だということをご提案をさせていただきました。1つその特産物のものについても、開発チームをつくっていただけるということで、大変感謝するところでもありますが、ただ、これは特産物、ブランドをつくるということだけではいけないのであらうと思っております。

というのは、この農業の問題、(1)番のきょうの問題でございますが、通告してありますが、観光対策というものを連携をしてやらなければいけない。そういった中で、たびたび3月定例議会においても、今回においても、町長のマニフェストという7つの約束に

ついて、たびたびご質問があると思います。確かに町長の選挙公約、マニフェストの中に農林業の活性化でふるさとづくりをするというものがあります。ただ、これはブランド化をするというただそれだけの問題ではなくて、いわゆる第六次産業化なわけです。この第六次産業というのは、これは経営形態の新しい形として提唱されているわけでございます。

農業は産業分野では第一次産業、それで、第二次産業、第三次産業とありまして、それを足して、掛けてもどっちでもいいんですが第六次産業にしていく。つまり生産、加工、流通、販売、サービス、そういったものを一貫して連携したものが第六次産業、これが農業形態の新しい型をつくっていくというものでもございます。いずれにしましても、そういった形で農業政策についてさまざまな問題をこれから議論していただくということは本当に大切だと思えます。

その中でご提案をしますが、ただ何となく人を集めて何となく話し合えばそれでブランド品ができるというようなものではないんであろうと、私自身は強く強く感じているところでございます。つまり、農協だとか、そういった既存の農業関係機関、そういったものと連携すればいいというものではなくて、実際、さまざまな部分、もちろん役場、農協、それは必要です。ただ、さっきの第六次産業の話からすれば、流通の部分もある、加工の部分もある、そして、サービスもしていかなければいけない。そうなれば、流通業者であり、学識経験者、つまり大学の教授あたり、そういった意味では知恵を借りるとか、もう今はいろいろな意味で、価値観の多様化というものがなされている時代でありますから、その中できちりとそういう組織をつくること、それで、ブランド化検討委員会というただ単な話ではなくて、一つの観光政策まで盛り込む形で、大きなまちづくりという大枠の中で議論をしていただく、そういう検討委員会を、きのうの答弁の中でありましたブランド化をつくっていくものと、さらに、そこにまた大きいものをつくっていく、一つの設置するそういったプロジェクトチームをぜひつくっていただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

グリーンツーリズム事業というものも、きのうもお話ありました。観光政策という意味の中でよく使われている言葉でございますけれども、いろいろ調べてみますと、ふるさと振興機構ですか、そういったものもいろいろありまして、地域づくり活動支援事業とか、さまざまな動きをされているところもあります。さらに、JA、商工会等々もさまざまにあります。具体的にこれから担っていく問題は、担い手の育成の問題でもございます。その担い手の育成について、特にどのような具体的な政策もあるのかな。そこから担い手を育成することによって、これから農業を発展させるということでございますので、一つ農産ブランド化対策、その検討委員会をつくる、さらに、新規参入者については、どのような形で指導体制をもっていくのかということをお聞きしたいと思います。

次に、町民融和についてなんですけれども、町民運動会でございます。

これは、マニフェストに町長が選挙公約に掲げている一体感を生む城里の町民意識の融

和という形で書いてあるものでございますが、この町民運動会、さまざまな意見を住民の方からお聞きするんですが、これはアンケート調査をされたということでございますので、アンケートについて、内容について細かく教えていただければと思います。

次にいきますけれども、町民歌、城里町の歌。私はずっといろいろ考えていて、融和というところで、どういうものがあるといいのかなと考えました。そのときにやはり音楽というか、文化というか、そういうもので、本当に一年じゅう町のイベント、運動会や産業祭等々もありますから、そういったところで城里町の歌をつくって歌って、一体感を出すということも本当にソフトの面ですけれども、できるのではないかな。この点をご提案させていただきますまして、ご答弁をいただければと思います。

次に3番目、小学校の統廃合なんですけれども、これは先ほど小林議員からありましたので、1点質問も兼ねまして、要望という形にはさせていただきたいんですけれども、つまり、統廃合された後の校舎、どのように活用していくのかというようなご質問もありましたが、私としては、いずれにしても、統廃合という問題が時代の流れ、そういったものでもしていくということでもございます。そういった中で、統廃合後の校舎の利活用としては、1つ、以前からお話ししています観光対策と重ねまして、農村留学、山村留学、どちらでもいいんですが、これは幅広い意味で短期の滞在型の短期型のものからフリースクール、幅広い意味合いも含んでしまうんですが、そういったもの、また、玉川議員の中からも質問がありましたように、国際交流というか、そうしたものについて、また、文化の芸術の里とか、そういったものをやる部分で、地域のコミュニティとしての中にある小学校ということでございますから、そういう意味合いで、そういった里とか、そういったものをつくる交流基地として活躍できないのか、これはすぐには答えは出ないと思うんですが、検討していただけるかなということを要望させていただきたいと思います。

それで、通告で4番目の本庁舎の望楼、この耐震チェックというものについてお聞きしたいんですが、昨日、お昼休みに望楼を上ってみました。そうしますと、すごく古いなというか、危険だなという感じがします。

実際に地元の住民の方も、地震のときに左右に大きく揺れる望楼を目撃されている方もいらっしゃいまして、これは実際どれくらいの年月というか、いつつくられてどのくらいたっていて、実際にはこの望楼、そこに本当にこちらの右の後ろ側にある望楼でございますけれども、その望楼が万が一災害等、地震等、そういったもので住民の生活区域、通行人、子どもたちも登下校していますから、そういったところにもし万が一ということがあれば大変ではないかな。その点についてどういった耐震チェック、もしくは取り壊すということも前提に聞かなくてはいけないのかなと思っておりますが、そのことをお聞きしながら、1回目の質問とさせていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 1番の河原井大介君のご質問にお答え申し上げたいと思います。

農業については、なかなか大変難しい要素をいろいろ含んでいるわけですが、農業につきましては、普通ですと、一般の農家の方、それから、法人化した農業というようなそういうものに分かれるかと思いますが、そういう中でこれからの農業について開発検討プロジェクトチームをつかって、この城里町のブランド化ということもこれからの中で考えていきたいということで、私はそう思っております。

ただ、農産物というのは1年、2年かけてつくらなければならないものでございますので、そう急にできるものではありませんが、やはりこの城里町は農家の数も大変多いわけございまして、大変大事なことでございますので、そういうプロジェクトチームをつくりながらやっていきたいと思っております。

また、それを観光対策にも結びつかないかというようなこともございます。観光対策につきましては、そういうものをホロルの湯を柱として、そこで直売所、あるいは町内における祭りや伝統工芸などのPRに努める、そういうことも一緒にやれば大変よいのではないかなと思っておりますので、そういう方面について、これからの中で考えていきたいと思っております。

また、きのう玉川議員のほうから、植物工場の件につきまして、ご質問等もございました。そういう法人化した植物工場の拡大ということでは、これは工業誘致のほうにもなるかと思いますが、そういうのもこれからの中では大事なことはないかなと思っております。

また、町民融和という中では、町民運動会は大変大事なことだろうと思っております。町民運動会についてのアンケートでございますが、毎年1会場で実施するというのが22%、毎年3会場で実施するということが34%、開催しなくてもよいというパーセンテージが32%というようなことで出ているようでございますが、この件につきましては、後ほど担当課長のほうからも詳しく説明させたいと思っております。

また、町民歌をつかって、町民の融和を図ったらどうかというご質問でございますが、現段階で町民歌をつくるということは考えてはおりませんが、そういう中では、城里町にシンボルマーク、花、木、鳥、魚、憲章、歌というのもございますので、そういうのも、城里町が合併した後の町民の融和という中では、大事なことはないかなと思っておりますので、そういう方面をこれからの中で伸ばしていきたいと思っております。

あと、学校の再編について、その廃校になった学校の跡地問題でございますが、学校そのものが耐震設計をされていない、そういう学校が廃校になりました後、そのまま使えるというわけにもなかなかいかないかなと思っております。そういう面も考えながら、観光利用、そういうのができるのかどうか、考えていかなければならない問題ではないかなと思っております。

それから、本庁舎の望楼の件につきましては、担当課長のほうから詳細説明させますの

で、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

総務課長（田上 勤君） 1番河原井大介議員の本庁舎望楼の耐震チェックについてでございますけれども、本庁舎は昭和41年に当時の合併建設計画に基づき建設され、本年で43年が経過をいたすところでございます。議員ご承知のように、老朽化等も激しく、雨漏り等も見られるようなそういう状況でございます。望楼等は、議員もご指摘のように、非常に塗装等がはげまして、傷みが非常にひどい状況でございます。そういうようなことから、耐震診断等につきましては、今後十分検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、本庁舎につきましては、昭和41年7月に竣工してございますけれども、昭和56年3月に、この3階議場等の設備を増築をしております。これにつきましては、当時の建築基準法でもって、本来ですと、鉄筋コンクリートで増築を考えていたところでございますけれども、建築基準法の大幅な改正によりまして、3階については鉄骨づくりというふうなことになるわけでございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） 河原井議員にご答弁を申し上げたいと思ひます。

アンケート調査の概要でございますが、20歳以上75歳未満の町民の方から無作為に2,000名を抽出をしてお願いをしたところでございます。回収人数につきましては905人、回収率が45.25%でございました。

その中に、その他という意見の項目がございますので、若干何点かご紹介をさせていただきます。

1つが、「廃止して各地区の小・中学校の運動会の地域住民の参加がよい」と、さらには、「広域となり、一堂に会して開催をするのは無理がある。地区ごとに開催してはどうか」「合併後は一つになって開催すべき行事だと思ふ。地区ごとに開催するのなら合併した意味がない」「事務局は強力なリーダーシップを発揮して企画運営することが大事である。自信を持ってやっていただきたい」。

次に、「財政難の折、税金の無駄遣い、運動会は中止すべきである」とか、「小・中学校に運動会がありまして、そのとき町民が参加すればよいので、わざわざ運動会を開くことはないと思ふ」「会場を3年ごとでもよいので、順番に開催していただきたい。そのほうが親睦が深まる」というようなこともございます。さらに、「地域住民とのコミュニケーション等を図るために運動会はこれからも続けていってほしい」というような主な意見がございました。

教育委員会といたしましても、体育指導員と単なる会場のみではなくて、今後のあり方も含めて早急に方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

1番（河原井大介君） ご答弁ありがとうございます。

幾つかもう一回再質問させていただきたいと思います。

その中で、前回3月定例議会で3名の方が農業についてご質問されています。その議事録をいただきまして、いろいろ確認をさせていただきました。それと同時にご答弁の中身、そういったものも確認をさせていただきます。

各議員とも、今回の議会においても農業の質問を、玉川さんもされていますけれども、前回の質問の中でも、大きい枠組みの中で農業は大変難しいんだ、さらには、国政の農政が悪い、もしくは地産地消、そういったものを推進していくほうが、ブランド化なんかつくるともいいのではないかと、さまざまな意見もございました。

私は農業のブランド化とか、農業を育成するとか、確かに時間はかかるだろうとは思いますが、しかし、しっかりとした法整備、また、受け皿というものが町にあれば、その自治体、この城里町だけにおいては、発展していくというよりはきちんとできるんであろうと、そういうふうに認識をしています。

1点、さっき法整備というお話をしましたけれども、これはいろいろ全国の農業新聞等々に出ているんですけれども、農業振興の基本として条例をつくる、農業基本条例をつくるとか、あとは食と観光と、また生産者と消費者のかけ橋をつくるための基本的な条例とか、食育推進基本条例等々を策定しているところもあります。当然この町においても、食育の推進会議設置条例というものもつくられていますし、それについて計画もなされていることはわかりますが、やはりそういった一つの法整備というものも必要ではないか。

といたしますのは、本当に優秀な農家さんって多いんです。さまざまな力を持って、能力を持った、もちろんこの議会に来ている各先生方も、それぞれのスペシャリストであり、確認をしてこの議場で議論をするということでございます。しかし、そのさまざまなものが余りにも点在している。つまりばらばらになっていて、それを1つに線で結びつける、そういうような基本的なものがないのではないかな。それを法整備でやるというのがいいか悪いか、それは検討していただければ結構なんですけど、僕は必要だとは思っています。

そういった中で、先ほどの観光のブランド化の検討委員会の中でも幾つか、本当に各自自治体もブランド化については苦勞をしていますし、努力もしています。自治体のPR、特産品をつくるために、いろいろな自治体においては、PR課みたいのをつくりまして、幾つかあるんですが、静岡県ではお茶を頑張る課とか、あとは和歌山では梅課とか、佐賀のほうではイノシシ課とか、つまり今までなかなか地域にあって、それが資源だと思えなかったもの、もちろん特産物もあるんでしょうけれども、イノシシなんかはやはり害になる、作物を食い荒らす、そういうようなイメージであったものをマイナスのイメージからプラ

スに、ポジティブに考えよう、そういう課をつくっていくさまざまな動きがもう国でも各自治体で行われている、そういう現実もあります。

基本的に条例というものというか、いろいろなさまざまなものを結びつけていくということ、点在しているものを結びつけていくことが大切だということ、つまり、それは町民の意識という生産者、消費者、また、そういったものをきっちり条文にしてどこに責任があるのか、その責任の所在というものははっきりしなければいけませんし、その議論をする場所としてこの議会もありますけれども、議会として、ではどのようにまちづくりを進めていくのかという検討もある意味必要なんだろうと思っています。

チェック機能を果たす議会という役割から、もはやもう21世紀になっていまして、その中では一緒に、執行部とも議会ともある程度チェック機能というものを果たさなければいけません。しかし、一緒に協力しながら、議論しながら、深めていながら、一つのものをつくっていくまちづくりというものが必要であると、もう町民の方も認識されている。そういう中で、以前金長前町長にも質問したんですが、自治基本条例等々そういったものを法整備をしながら、どこに責任があるのか、だれがどうしようか、この方向性、ビジョン、その設計図、そういったものをつくってはどうかということも重ねてご提案をさせていただきたいと思っております。

農産物の加工と観光ビジネス、観光の対策なんですけれども、本当にこの町にでもさまざまな有名な方がいます。桜田門外の変、来年は150周年ということでございまして、映画がつくられるということでございますけれども、鯉淵要人さんであったり、増子金八さんですか、それとか、幕末で言えば、女性初の日本の教師になった黒澤止幾子さん、あとは、平重盛公が眠る小松寺もあります。さまざまな文化的な価値、そういったものを拾い集めていくと。確かに施政方針の中でありました。ただ、その一つ一つがやはり先ほども言いましたが点在しているんです。結びつける方法もその受け皿も、そういったものもなかなか存在し切れていないのではないかなということがあります。その点について、やはりもう少し深く議論できる場所を、先ほど改めてつくっていただけるということなんです。そういった場所、プロジェクトチームを本当の意味でつくっていただければと思います。

それで、町民融和のことについてなんです。アンケートについては細かいデータでありがとうございました。よくわかりますが、さまざまな意見があると。これは基本的に最終的にこの決定をされていくというのは、どなたがされていくのかなと、これは一つ確認をさせていただきたいと思えます。

また、町民歌、城里町の歌です。私は城里町の歌だけではなくて、城里町の音頭、そういうものもぜひつくっていただければと思うんです。結局、イメージアップ、一体感、そういったものを目的としてさまざまなシンボルキャラクター等もあればいいんです。

先ほどありました花、木、鳥、魚、あとは歌というお話がありましたけれども、魚にし

ても、これは城里町を流れる那珂川なんかはアユの漁獲高が日本一ですか、そういうようなこともありますし、アユとかさまざまなシンボルキャラクターをつくることも可能ではないかなと思います。

基本的に住民の方からそういう機運が高まれば検討していきたいということではあると思うんですが、もう合併して四、五年たって機運が上がらないんですから、これは結果的に行政としてというか、問いかけてみる。広報しろさと等に公募し、例えば策定委員会、そういったシンボルマーク、歌、音頭、何でもいいんですが、策定委員会をつくらうという問いかけをしてもよろしいのではないかなと。そういったような動き、アクションをぜひとも期待するわけでございます。

小学校については、これは今後の検討という形になると思います。

先ほど望楼について、総務課長のほうからご答弁をいただきました。やはり危ないんだと思うんです。43年たっているということで、いろいろな基準も変わってきているということがあるということなので、やはり少し万が一ということを考えながらやっていただければと思います。

2回目の質問として、基本的に農業基本条例というものを大枠として、土台としてつくっていく考えがあるかどうかだけ確認をしたいと思います。

それと、1つ質問するのを忘れていたんですが、ロゴマークとか、そういったものもブランド化するためには必要である。玉川議員さんも以前質問されているんですが、そのキャラクター、ホロルという名前のキャラクター、商標登録されているもの、そういったものも確認の意味で教えていただければと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 農政につきまして、河原井議員のほうから質問を受けましたが、町の農政についての受け皿については、さらに整備してまいりたいと思っております。議員の皆様方にもいろいろご指導を、その点につきましてはお願いいたしたいと思っております。

また、城里町における観光開発でございますが、やはり今、河原井議員のほうからご指摘があったように、どうしても城里町の中の観光的なものにつきましては、点在しているということでございますが、そういう点在している歴史というものにつきまして、何か研究者がいて本にでも作成していただければ大変ありがたいなと思っておるわけでございますが、この間、校長先生の退職会がございまして、そういう中で、校長先生らにもそういう話をしておきました。私も歴史が好きでございますので、何とかこの城里町のそういう観光開発に結びつけられる観光というものを何らかの形で表現していければ、大変ありがたいかなと思っております。

それから、城里町の音頭をつくることでございますが、いろいろ研究してみたいと思っ

ております。アンケート調査などもその中であろうかと思いますが、そういう点でやってみたいと思っております。

あと、観光のそういう中で、城里町のマーク、観光のロゴマーク、ホロルという中では前にもできていると思うんですが、それがなかなか観光PRをしていないものですから、一般的に広まっていないというようなことがありますので、その点につきましては、これから一般的に広く進めていきたいと思っております。

それから、農業基本条例の設置につきましては、今、茨城県内の各町村では設置していないというようなことですが、今のところ私も、設置についてはまだ考えておりません。

あと、庁舎の望楼の件でございますが、確かに安全という面では、地震というものがいつくるかわかりませんが、そういう面で確かに望楼をあのままにしておいていいのかということもございますが、耐震の調査を本当はこの庁舎もしなければならぬわけなんです。今学校の再編ということで学校をやっておりますので、学校の耐震についてそういうのをやっていった後でなければ、この役場の耐震というようなこともできないのではないかなと思っております。

望楼だけを取り壊すということもなかなか大変ではないかなと思いますけれども、見積もりぐらいはとれると思いますので、その辺のことはやっていきたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

1番（河原井大介君） ありがとうございます。

さらに、ご提案という形になりますけれども、農業の問題について、先ほど農業基本条例を制定する、設置はない、県内でもやっていないということでございます。いずれにしても、本当に農業について補助金をいただくということがいいというわけではないんですけれども、ある程度さまざまな事業という計画書も本当にたくさんあるんです。ちょっと調べただけでも物すごい数の書類、星の数ほど補助金というのは存在する。国と県、さまざまに合わせましても、そういったものをきっちりと担当課、もしくはそのチーム、その設置をしたものにおいて、右から左へと今まであった書類を飛ばすのではなくて、一度真ん中でとめて、そして、その積み重なったものを吟味して行って、精査をして行って、一つ一つ使えるか使えないか、そういったものも議論していくこともさらに必要である、そういう時代ではないかなと。小さい町という意味では、そういうようなものでやっていくしかないのかなというふうにも思っておりますけれども、いずれにしても、他の市町村がやっていなかったとしても、やはり積極的にやっていくということも必要なんだろうと思っております。

幕末つながりで、高杉晋作がこんな言葉を残しているんですけれども、「一夫義に立てば回夫の業なる」、たった一人でも大義を持って立ち上がればきっと世の中は変えられると、そういうふうにあります。本当に一つ一ついいもの、それを積み重ねていく。過

去に本当にいいものをつくってきたものも、何か合併した途端に消えてしまったようなものもたくさんあるのではないのかな。つまり、小さな成功例が過去にあったものを拾い集めて、今本当に大きいものにしていく、大きな成功にしていく。そのことを皆さんと一緒に考えていきたい。一緒に議会とともども議論をしていく、深めていく。さらに、議会の内容で議員間相互間の議論もさらに必要ではないかなということをつけ加えまして、質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、1番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

それでは、通告第6号、5番桐原健一君の発言を許可いたします。

5番桐原健一君。

〔5番桐原健一君登壇〕

5番（桐原健一君） 5番桐原健一でございます。

通告の順に従い、一般質問させていただきます。

まず初めに、地方消費者行政活性化事業についてお伺いいたします。

近年、消費生活相談事務の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取り組みに伴い、さらなる相談の増加が見込まれる。こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、相談窓口の強化に早急に取り組む必要があるといわれております。

茨城県では、本年度から食の安全や悪質商法の監視体制を強化し、さらに、消費生活センターについて、茨城県44市町村のうち未設置の14市町村に開設を働きかけ、県民に身近な市町村での情報収集と相談機能を充実させるということであります。消費者安全法は、市町村に消費者相談業務を義務づけ、消費生活センター設置に努力するよう定めております。

県は、国の2008年度二次補正予算に盛り込まれた消費者行政活性化交付金、総額150億円ではありますが、そのうち約3億円を活用し、本年度から3年かけて同センター未設置の14市町村に対する設置促進や、同センターの相談体制強化などを働きかけるとしております。同センター未設置の14市町村に本町は当たるわけですが、我が町において消費者センターを設置できないかお伺いいたします。

次に、地域活性化経済危機対策臨時交付金についてお伺いします。

政府与党が打ち出した新経済対策の財源で、景気の底割れを防ぎ、不況が続く日本経済の再生への対策が進められており、経済危機が全治3年といわれる以上、回復には数年度を見据えた対策が必要とされております。

今年度補正予算に政府与党は、自治体向けの支援として、地球温暖化や少子高齢化社会の対応、安全・安心の実現、その他将来に向けたきめ細かな事業を積極的に実施できるよう臨時交付金を交付することになっております。総額1兆円の予算ではありますが、内訳は、都道府県分として4,000億円、市町村分として6,000億円であります。

城里町においては、3億9,100万円の経済危機対策臨時交付金ですが、どのような事業を計画しているのか、お伺いいたします。

また、臨時交付金の一部を活用して、住宅リフォーム補助事業ができないか、お伺いしたいと思います。

最後に、子育て支援として、ブックスタート事業について質問いたします。

ブックスタートは、1992年にイギリスで始まり、日本では、2000年の子ども読書年をきっかけに全国的に広がっております。ブックスタートとは、ゆとりを持って健やかに子育てができるよう、絵本を通して赤ちゃんとお母さんとの楽しい時間を持ってもらうための事業であり、赤ちゃんとお母さんがゆっくり向き合い、心触れ合うひとときを持つきっかけをつくります。ゼロ歳児健診のとき、絵本の入ったブックスタートパックを親に配付する事業であり、それぞれの市区町村自治体が、未来を担う子どもたちの発育には大きな関心を持って取り組んでおります。

茨城県では22の市町村で実施されており、近くの常陸大宮市では、旧大宮町のときから取り組んでおります。昨年は大子町、高萩市でも取り入れております。本町においてブックスタート事業ができないかお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 5番桐原議員のご質問等にお答え申し上げたいと思います。

地方消費者行政活性化事業について、その中で、本町において消費生活センターの設置はできないかというご質問でございますが、今国会において消費者庁の設置が可決され、10月ごろに設置になるとのことです。郡内を見ますと、大洗町が4月に設置、茨城町も今年度中に設置の予定と聞いております。前向きに検討していきたいと考えております。

また、地域活性化経済危機対策臨時交付金についてでございますが、地域活性化経済危機臨時交付金の本町交付金分3億9,100万円の対象事業についてでございますが、現在、担当課において実施計画書を取りまとめているところでございます。事業につきましてはよく精査し、交付金の目的である地域活性化等に迅速かつ着実な実施を図ってまいりたいと思っております。

その中で、住宅リフォームの補助ができないかということでございますが、これらの点につきましては、担当課長のほうから説明させます。

また、子育て支援としてブックスタートの事業ができないかということでございますが、ブックスタート事業とは、乳幼児の保護者等が絵本の読み聞かせを通して、ゆっくりした心で触れ合うきっかけをつくるよい事業であると考えますので、子育ての支援の一つとして考えていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

都市建設課長（栗林俊一君） 住宅リフォーム補助事業に関する桐原議員のご質問にお答えいたします。

地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し、住宅リフォーム補助事業を実施することは、制度上可能と思われませんが、その対象となる期間のみでは一過性のものとなってしまうことから、その後の継続性に関する問題も含め、本町の実情に合わせて事業の実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 5番桐原建一君。

5番（桐原健一君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

消費者センター設置について、前向きに検討するということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この相談員の人件費というのは国が負担するといわれております。今回、城里お知らせ版5月号にも、消費生活相談員等養成講座受講者募集の案内が載っております。相談員というのはだれでもいいというわけではないので、やはり人材を確保しなければならないので、すぐにとということにはいかないと思ひますが、前向きに検討するということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私自身も町民から相談があった場合には、やはり城里町にセンターがないので、どうしても水戸の消費者センターに相談に行ってしまうということなので、ぜひこれはお願ひしたいと思ひます。

地域活性化経済危機対策臨時交付金ですが、これは町でこういう事業をやりますということで県のほうに報告して、町の事業を本当に計画してやっていかないと、国のほうから交付金がないという交付金なので、しっかり取り組んでいただきたいと思ひますが、私は、地域は温暖化対策として、町が保有する公用車のうち老朽化した公用車を低公害車に更新し、二酸化炭素の排出を削減する、さらに、公用車の更新により安全な運行確保と維持費の軽減が可能となるのではないのでしょうか。低公害車導入促進事業はどのように考えておりますか、お伺ひしたいと思ひます。

また、2011年に完全移行する地上デジタル放送に対応する必要があることから、小・中学校及び公共施設に地上デジタル対策事業は考えているのか、伺ひたいと思ひます。

住宅リフォームについては、現在、我が町は公共下水道や農業集落排水が進められております。一般家庭においてトイレの修理、改善を必要とする場合もあります。そういうときに、やはりこういった住宅リフォーム補助事業ができれば、町民は助かるのではないかと思ひます。この住宅リフォーム補助事業を行うことによって、地域活性化になるのではないのでしょうかと思ひます。

子育て支援ブックスタートについて、本町の周りには、常陸大宮を初め那珂市近辺で実

施されております。今、町長は子育ての一つとして考えて行くと述べられておりました。前向きに検討していただきたいと思います。

本町において出産一時金が年間約130人分予算化してあると思いましたが、年間130人としてこのブックスタートパック、絵本を2冊入れて2,000円はしないと思うんですが、仮に2,000円としても26万円程度の予算であります。どうか前向きに検討していただきたいと思います。

第2回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 地域活性化経済危機対策臨時交付金についての質問の中で、ただいま議員から提案いただいた低公害車の導入、小・中学校及び公共施設のデジタル放送対策につきましては、当該臨時交付金の活用事例集にも掲載されております。今後、事業の内容等を精査しながら考えてまいりたいと思っております。

ブックスタートにつきましては、前にも答弁しましたが、前向きに考えていきたいと思っております。

また、住宅リフォームの補助事業ということでございましたが、先ほど都市建設課長のほうから答弁されたとおりでございます。なかなか厳しいものがあるかと思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

5番（桐原健一君） 以上で質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、5番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

それでは、通告第7号、10番杉山 清君の発言を許可いたします。

10番杉山 清君。

〔10番杉山 清君登壇〕

10番（杉山 清君） 10番杉山 清であります。

今回は大きく3点、町長並びに担当課長に明快な答弁を求めるものであります。

ことし初めてということで、一言お祝いを申し上げます。

町長になられました阿久津新町長並びに石原教育長、そして、久保田、加藤木課長のご就任、まことにおめでとうございます。今、町が置かれている立場というものをご理解し、粉骨砕身の思いで町政に当たっていただくようお願いを申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

初めに、選挙投票所についてお伺いいたします。

合併前、新町づくりに合併協議会が3町村の代表者を中心に活発に議論され、回を重ね、でき上がった答えをもとに新町がスタートし、5年目に入りました。ただ、振り返ると、3年で着手しなければならないことが、現在置き去りにされているのも現実であります。町として今置かれている立場と、今後進むべき道をしっかりと見定め、小異を捨て大同につくことが町発展につながると確信する次第であります。そのためには、町長の政治信条で

ある町民の声を行政にが原点にあると思います。

町長は当選来、忙しい中、町内に足を運んでいる姿、多くの町民から期待と好感が持てるという声を耳にしています。政治離れといわれる現在だからこそ住民の声を、そして、一票を投じていただいた方への責任が大事であると強く思うものであります。一人でも多くの方に投票していただいて、選挙が、そして、町発展につなげること、ところが、平成19年度から60%弱の投票所を切り捨て、31カ所あった投票所を13カ所までに縮小したことは、町の行政発展に逆行することであるのではないのでしょうか。なぜ歩み寄りの改革でなく、有権者側、すなわち町民のみ切り捨てにするのか、大変理解に苦しみます。経緯について、なぜこのようになったのか、お伺いいたします。

また、新しい13カ所の投票所については、自宅から投票所まで2キロ、3キロは当たり前、遠い方は4キロから5キロと遠距離にあり、お年寄りの方が投票所に行くのには往復10キロ、まさしく切り捨て行為に等しいものがあります。遠距離といわれている地域は高齢者が多く、すなわち限界集落であります。交通機関もなく、多くの方が第三者を頼りに投票に行くのが現状であります。有権者、町民を切り捨て、開票所である職員側の改革というものは置き去りののではないのでしょうか。

また、投票所については、期日前投票所も改善策が必要ではないのでしょうか。2月に行われました町長選挙でも、投票日の前日、前々日、2日間で期日前投票全体の70%以上、多いところでは75%強も投票がありました。これに対して初日は7.7%と少ない投票所もありました。期間が長い件、また、国政選挙にはさらなる改善が求められると思います。

投票所については、期日前にも含め改善策、そして、投票所の箇所数の見直し、開票時間等の短縮改善等についてお伺いいたします。

下坏集会所、すなわち舟渡団地内の集会所についてお伺いをいたします。

この件については、昨年3月議会で質問をさせていただきました。答弁の中で、日数が経過していることもあり、自分としては後退しているのではないかという思いがあり、今回質問に当たったわけであります。

昨年の答弁であります。地域住民の方等の意向を十分に踏まえ、適切に配慮していきたい、住民と話し合いをしながらできるだけ貸す、また、払い下げという形の中で進んでいきたいという答弁をいただいております。

下坏集会所は昭和53年に建てられ、床面積100平米、建物外周は118平米で、敷地面積が約320平米、あくまでこれは私の自測であります。私は建物だけではなくて、例えば現在北側にある貯水槽、そして、ごみの集積所並びにペットボトルの置き場、そして、防災無線の設置場所等の中で、これが約300平米弱あると思います。そういったものも含めた中で考えをお伺いしたいと思っております。

一般県道錫高野石塚線についてお伺いをいたします。この質問は、さきの平成18年9月に小林祥宏議員が質問してあります。

常北地区と桂地区を結ぶ県道錫高野石塚線の今後の見通し状況であります。道路事業は数多くあると思います。この町にとっては国道、県道、町道と多くの町民が、そして利用者が改良を切望していることであると思います。特に早急なる工事完了、そして、事業化に向けて進めていただきたいのがこの石塚地区と桂地区を結ぶ県道錫高野石塚線、県道246号線であります。

この県道は、もとは茨城鉄道の軌道敷でありました。廃線後県道になった路線であります。現在においては生活道路として多くの町民が利用しています。ところが、境橋を中心として幅員が狭く、交通の安全と利便性に支障を来しているのが現状であります。県道246号線の早期開通は町長の選挙公約でもあります。今後完成までの決意をお伺いしたいと思っております。

以上、1回目の質問を閉じます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 10番杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

その前に、政治というものの件につきまして、政治離れをしないようにというようなことで、そういうお話がございましたが、私もそれを信条にして、これからも住民の皆さんが政治離れをしないように一生懸命やっていきたいと思っております。

それでは、選挙投票所について、前には31カ所あったわけなんです。それがどのような経緯で13カ所になったのかというようなことだろうと思っております。投票所の設置管理等につきましては、公職選挙法により、選挙管理委員会が行うことになっております。このようなことから、平成19年の選挙管理委員会において、合併後の事務調整と投票所の再編見直しが行われたと聞いておりますが、詳細については、総務課長のほうから答弁させます。

また、そういう投票所の見直しを考えているのかということでございますが、投票所の設置につきましては、選挙管理委員会において十分検討され、現在の投票所が設置されたものと理解しておりますが、改善の必要な投票所においては、選挙管理委員会において適宜点検し、十分検討されることと考えております。

なお、詳細については、総務課長より答弁させます。

下坏の集会所でございますが、きのうも南條議員のほうからご質問がございました。舟渡団地集会所につきましては、地元下坏区より、区の集会所として使用したいとの要望があったことから、協議を進め、本年4月より集会所として使用を許可しているものでございます。許可期間は1年間でございますが、舟渡団地の全住宅の解体が完了するまでの期間につきましては、必要に応じて更新していくことになろうかと思っております。住宅解体完了後の集会所の取り扱いについては、舟渡団地の全体の跡地利用の問題や地元の皆さんとの意見を交換をして、検討していきたいと思っております。

一般県道錫高野石塚線についてでございますが、この点につきましては、私も公約にの

せておきました。一般県道錫高野石塚線の未整備区間として残っている高久地内の境橋付近及び錫高野地内の県道阿波山徳蔵線との交差点付近、一部区間について、昨年度用地問題が解決し、工事の着手により、狭隘区間の解消が図られる見込みとなりました。

当該県道は、旧常北町の石塚地区と旧桂村の錫高野地区を連絡し、国道123号を補完する地域交通にとって欠かせない路線であることから、残る未整備区間についても早期整備が図れるよう、引き続き県に働きかけていきたいと思っております。

この点につきましては、後ほど都市建設課長のほうからも詳細説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

総務課長（田上 勤君） 10番杉山 清議員からのご質問でございます。

投票所の再編についてどのような経緯で31カ所の投票所が13カ所になったかというようなご質問かと思えます。

選挙管理委員会が選挙関係の一切の事務を取り仕切ることにつきましては、ただいま町長のほうから答弁を申し上げたところでございますが、ご承知のように、合併後の投票区の見直しは、合併に係る事務事業一元化調整において、合併後に再編することとしたところでございました。合併後、事務事業を調整することなく4回の選挙を執行いたしました。点検見直しの結果、投票区は31投票区で、高度経済成長時代の従来からの投票区域を踏襲しており、特に有権者数について投票区間に格差ができており、厳しい行財政環境、安全性等も考慮して投票区の再編を行ったところでございます。

投票区ごとの選挙人の格差でございますけれども、一例といたしまして、当時の第3投票区で2,035人、第20投票区で110人というような人数でございました。投票区の再編目的といたしましては、選挙時の投票管理の安全性の確保、あるいは合併後の城里町全域全体のバランスと公平性、さらには、投票管理の合理化及び経費の削減等を投票区の再編目的としたところでございます。

また、投票区の再編基準といたしましては、小学校区を1投票区とすることを原則といたしまして、地域性を考慮し対応してまいりました。さらに、選挙人につきましては、1,000人を超える投票区については現行どおりとするというようなことでございました。

当時の茨城県内、平成18年でございますけれども、定時登録者数を見ても、1投票区当たりの人数でございます。市レベルで、市全体の平均が1,712人でございます。町村全体の平均で1,329人、県全体平均で1,609人、当時の城里町の平均が609人でございます。これを再編案で平均を出しますと、1,452人でございます。

以上のような考え方に基きまして、投票所の再編案をつくりまして、区長会議、これにつきましては、当時の常北地区、桂地区、七会地区の区長さん、さらには、新年度へ入りまして、新しい区長会議での説明を経まして、そちらで一定のご意見等を賜りながら現

行案を了承をされまして、現在の13投票所に再編を行ったところでございます。

次に、投票所の見直し改善を考えているのか、また、期日前投票所の改善等も考えているのかというご質問かと思えますけれども、これにつきましては、現在投票所については、ご承知のように、小学校の体育館を利用している投票所もでございます。その中には、出入り口等に段差があるとか、あるいは冬期における投票所には、非常に寒さも感じるというようなところもございまして、さらにより施設があれば選挙管理委員会内で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、去る6月2日の選挙管理委員会におきまして、現投票所のうち体育館を使用している投票所の場所の再確認をいたしまして、今後の選挙管理委員会でこれらの現況について検討をし、改善される投票所等がございましたら、当然その中で新たな投票所を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

期日前投票の期間関係かと思えますけれども、期日前投票制度につきましては、選挙当日都合により投票できない方や有権者の投票日の選択肢を広げ、投票率を上げるために、不在者投票制度とは別に設けられた制度であります。町で短縮変更できるものではありませんが、利用者の方からは簡便な制度で投票しやすいとのお話も聞いておりまして、投票率のアップや選挙啓発に一定の効果があるものと理解をしているところでございます。

さらに、期日前投票所の設置につきましては、市町村内に最低1カ所設置することとなっておりますが、城里町においては、合併により3町村が1つになったことから、各支所においても期日前投票を実施し、有権者の利便に配慮をしているところであります。

これらの3期日前投票所につきましては、今後さらに投票状況等を勘案しながら、1つにするか、あるいは時間的なものの配分等についても十分検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

都市建設課長（栗林俊一君） 一般県道錫高野石塚線に関する杉山議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の高久地内の境橋付近につきましては、県事業ではございますが、昨年度に用地問題が解決しまして、本年度より工事に着手する見込みでございます。用地問題が解決いたしました高盛り土区間、延長200メートルほどございますが、工事費が約1億2,000万円ほどございまして、完成までに3年か4年を要しますが、その後には道路の拡幅が完了する見込みでございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

10番（杉山 清君） 選挙投票所についてであります。なぜこのようなことを質問するかといいますと、実は、茨城県では大変選挙に対して前向きに取り組んでいる自治体

があります。これは取手市であります。

取手市は、投票所は減らさないで開票所の改革に乗り出したわけです。これは取手市だけではないんですが、取手市が手本としたのは福島県の相馬市であります。市長選で開票時間が20分台です。取手市はこれを見習って開票所の改革に当たったわけでありましたが、平成19年の市長選においては47分、それも、前々回の開票動員数140名を20名切って、120名で開票に当たったということでありまして。では、前々回はどのぐらいなのかと云ったら、これは42分です。

どのような改革をしたか。例えば、ここの開票所は恐らく背広を着て、革靴を履いてやっていると思います。取手はジャージで、そして運動靴なんです。そしてまた、テーブルの高さとか、そういうものにも配慮してやっているわけです。本来ならば、大事な町民が一票を投じてくれた投票権を、本当に見える形の中で、隠せないような服装の中で開票するのが私は当たり前だと思います。そしてまた、傍聴に来ている町民の目から見ても、そういう姿というもの、前向きな姿勢に見えるのではないのでしょうか。

例えば、取手市だけではなくて、今度は投票所を減らした稲敷市の例をお話ししましょう。

稲敷市は、合併時38カ所あったんです。平成19年の参議院選で34カ所にしました。このときはさほど影響は出なかったそうでありまして。ところが、さらに前回の市長選で27カ所にしたそうです。ところが、前回の市長選から見ると、投票率が7%ダウンしたわけです。これは合併時38カ所の投票所ですから、ここの13カ所の投票所にしたパーセンテージからいうと半分です、30%弱ですから。ここは58.5%削減したわけですから、その結果、この町の前回の投票率は3%弱、前回から見ると落ちているわけです。

一票の大事さ、そして、有権者の責任において投じてくれた方に対して、町長はこれから4年間責務に応じて町政に当たるわけでありまして、私は多くの方から選挙してもらって、そして選んでもらうことが大事ではないかと思うわけでありまして。ところが、こういうことも町の中を歩いていると聞きます。ある集落、限界的な集落であります。隣の家は独居老人、ところが、私と違う人を押しているから車には乗せていけない、こういう弊害が出てきて、本当にいい正しい選挙といえるのでしょうか。だから、私は質問に入れたんです。

先ほど課長のほうから、例えば、選挙投票所が寒いとか段差という形の中で言われました。恐らくはその4カ所、体育館、これはもちろんそういう話も聞いております。それだけではなくて、送って行ってもらって、車に乗せて行っていただいて、駐車場から今度は遠い、そういう問題も出ております。もう少し改革というものは痛み分けではないですけども、お互いが歩み寄れるような改革をしていただきたいなと思うわけでありまして。

期日前投票についてでも同じであります。第2期日前投票所、これについては75%以上、これは2日間なんです。ですから、例えばこれは町長選でこういう数字が出ているん

です。それ以外に驚くのは、投票所によっては期日前投票が20%近い、女性の方だけで21%強もあるような場所もあるんです。投票はこういう形ならば指定日投票日ではなくて、期日前投票を全部でやったほうが良いような形になってきます。そういうことをもうちょっと考えて、これから国政選挙もあります、そして、来年にはこの町の議員の選挙、そして、県会の選挙もあります。またこれから検討していただく余地があると思います。

それと、合併協の事務的な中で答えを出したというわけですがけれども、合併協議会、町の代表が出ているところで話し合いになっていないんです、課長。それは私はなぜ合併して時間がたたないのに、ぼんという形の中で出てきたのか。これは前区長職にあった方に聞きましたけれども、区長会の中でやはり結果的に出た答え、例えば利便性とか、駐車場の問題、そういった距離の問題の中で話し合いはある区長の中からも出たという話を聞いております。どうかこの辺をもうちょっと考慮していただければなと思います。

また、この城里町を中心にして約10カ所の市町村を調べました。常陸太田、笠間、茨城町、これは茨城町も開票には相当力を入れているところであります。ただ、投票所はいずれにしても考えていない。笠間も水戸もそうです。那珂も考えていない。茨城では代表する形の中で稲敷とこの町がやったわけですが、見事にダウンしたわけです。今、投票所を縮小、またはどうしたらいいかということで考えているのは隣の大宮です。大宮は72カ所あるわけです。うち31を13にしたという話をしたらば、大変驚いていました。例えば幾つぐらい考えているんですかと、こちらから聞くところによると、そんなとてでもはないが半分とか、30%、40%を切るということは考えていませんと。やはりもう少し経費削減ならば、開票の時短、そして、職員が事務に当たらなくなっていくわけです。ある程度アルバイトを入れるとか、そういうのが改革ではないかと私は思うわけでありまして。もうちょっと言及した中でお答えいただければと思います。

下坏の集会所であります、私のほうから余り強く質問という形の中で入れるのもどうかと思うんですが、これは最終的には地域住民、そして、代表である区長という立場の中で当たっていただくのが一番いいと思います。ただ、下坏区を歩いている中で、若い人よりお年寄りの方が、特に投票所にも関係しますけれども、近くに公民館があれば歩いていけるというそういう話が出ているのが現状であります。

また、あそこの集会所というのは、当初つくられたのが、昭和53年のときには、舟渡団地の入居者に対しての集会所なんです。ところが、やはり集会所だけではもったいないということで、区の方々も使うような形の中で、これは大変団地の方と区民の方との融合の中で、大事だったと私は理解しているんですけれども、今現在、南北に4メートルの道路が通っているわけです。そして、その東側に集会所が建っているわけです。先ほど1回目の質問で言った場所というのは、その北側に細長くある。あそこを駐車場的に考えられれば、奥行き7メートルありますから15台から20台ぐらい置けると思うんです。ですから、その辺も今後の区民との話し合いの中で挙げていっていただければいいかなと思います。

一般県道錫高野石塚線であります。地権者の同意、そして、総額1億2,000万円での施行という形でお答えいただきました。町長もこの道路に関しては公約で相当力を入れているということで、できれば任期中ぐらいに完成していただければなと思います。

なぜこの件も質問に入れたかという、私は議員になって10年目ですが、一番初めに質問した質問が救急業務であります。水戸消防署北消防署城里出張所、これができるまでに10回近く質問した経緯があり、今でも年に二、三度は消防署に足を運んでおります。そういった中で、今、消防車、救急車が桂地区に行く場合に、大部分が123号線を通っているわけです。これを県道錫高野石塚線246号を通るということになれば、相当時短になるわけです。

そして、救急業務は、できた当初の平成19年、そして平成20年と、右肩上がりで出動件数が多くなっています。県内の消防署開設に当たっては、約5年から6年は右肩上がりで上がっていくというのがデータで出ているそうであります。そういったことで、平成19年より救急車業務だけでも10%以上の伸びがあったわけであります。ですから、これを換算するとたしか十二、三%、資料を置いてきたものですから。そうすると、5年、6年という、70から80%近くいくと思います。そういうことを勘案して、1年と言わず1日でも早くこの道路ができるということは、1分1秒を争う救急業務に大変役に立つということであり、これはいろいろな医療面に対しても、財産の保全に対しても役立つわけありますので、いち早い開通をお願いしたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 投票所の件でございますが、合併前は31カ所あったわけですが、その後の整理で13カ所になってしまったということでございますが、そういう中で、今、確かにお年寄りの城里町で占める人口というものが大変多いわけでございますので、そういう方が投票に行くにも大変厳しいのではないかなと、私も思っております。

投票所につきましては、選挙管理委員会が検討するわけですが、私のほうからもそういう中では、やはりみんなして投票ができるように、そして、政治離れをしないように、そういうことで投票していただくということをもとに考えていきたいと思っております。

それから、下坏集会所につきましては、先ほども言いましたように、前向きに検討していきたいと思っております。

また、一般県道錫高野石塚線について、ただいま救急車、あるいは消防車が1秒でも早く通れるようにというふうなことで、まことにこれは救急業務、消防業務にとっては1分、2分を争う大事な道路でございます。一日も早くできるようにこれからの中で働きかけてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

10番（杉山 清君） 大枠で2回目で答えていただきました。

投票所、そして、集会所、一般県道錫高野石塚線、錫高野石塚線に対しては、10年、20年の地域住民の願いではないんです。ですから、やはりその辺をご理解いただきまして、早く開通させていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、10番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 零時13分休憩

午後 零時14分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす11日木曜日は休会とし、12日金曜日午後2時から再開いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 零時15分散会

平成21年第2回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成21年6月12日 午後2時01分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺 田 和 郎 君
3番	寺 門 博 志 君	12番	三 村 由利子 君
4番	阿久津 則 男 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	桐 原 健 一 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	飯 村 吉 伊 君	15番	根 本 正 典 君
7番	小 林 祥 宏 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	玉 川 台 俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺 田 和 郎 君
3番	寺 門 博 志 君	12番	三 村 由利子 君
4番	阿久津 則 男 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	桐 原 健 一 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	飯 村 吉 伊 君	15番	根 本 正 典 君
7番	小 林 祥 宏 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	玉 川 台 俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 阿久津 藤 男

副町長	赤津康明
教育長	石原道明
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	久保田殿司
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	加藤木賢
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	栗林俊一
下水道課長	高橋洋造
会計管理者(会計課長)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
局長補佐	小林恵子
書記	川村英治

1. 議事日程

議事日程第3号

平成21年6月12日(金曜日)

午後 2時00分開議

- 日程第3 承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて(城里町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第39号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第40号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第41号 平成21年度城里町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第42号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第43号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算(第1号)につ

いて

- 日程第9 議案第44号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情
- 日程第11 陳情第4号 「気候保護法(仮称)」の制定を求める陳情書
- 日程第12 報告第15号 城里町介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則
- 日程第13 報告第16号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第14 報告第17号 平成20年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第15 報告第18号 平成20年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第19号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第20号 平成20年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第18 報告第21号 例月出納検査報告(3月、4月、5月執行分)

追加日程

発議第1号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第12号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 陳情第3号
- 陳情第4号
- 報告第15号
- 報告第16号
- 報告第17号
- 報告第18号
- 報告第19号
- 報告第20号
- 報告第21号

追加日程

発議第1号

午後 2時01分開議

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

議長（鯉淵秀雄君） 本日は議案質疑から入ります。初めに、承認第12号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第39号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第40号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） 今回の改正では、特に妊産婦の方が、改正というよりも改悪になってしまうような改正案であります。現時点で妊産婦の方は県単事業としてマル福の受給者証をお持ちになって、医療機関にかかりますと、現物支給をされている。これを見ま

すと、償還払いになるのかなというふうに思えますが、その案内等、また、今までどおり、例えば風邪等がかかっていたものが、これを見ますとかかれなくなってしまう等の案内はどのようにされているのか、また、していくのか、それを伺いたいと思います。

それから、初めに申し上げたとおり、妊産婦の方にとっては改悪になってしまうことでありますから、町長の考えからは逆になってしまう改正案だと思います。そこで、町長としては、この改正に当たって、町独自で福祉事業を行う考えはなかったのか、行う考えがあれば、マル特妊産婦ということもできるのではないかなと。今までどおりすべての疾病に対して医療福祉の受給ができるようなことを町長は考えなかったのか、伺いたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 玉川議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

妊産婦医療の今度の改正につきまして、改悪になってしまったのではないかというようなご質問等でございますが、そういう改悪になるようなことにならないように、これからの中でやっていきたいと思っておりますし、また、担当課長のほうから詳細説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 玉川議員さんの質問にお答えいたします。

平成21年4月から、新しく妊産婦マル福制度が改正になるということになります。それで、現在妊娠をしておる方につきましては、継続して、妊娠で出産するまでについては今までと同様の医療費助成が受けられることになります。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） そうしますと、今マル福の受給者証を持っておられる方は現行どおりだということで理解しました。それは大変うれしいことだと思います。

それから、町長が答弁された改悪にならないようにということは、どのようなことなのかな。例えば、今後妊産婦となられる方に対して、今までどおり県が行っていたような福祉医療を受けられるようにされる考えがあると理解してよろしいのか、伺いたい。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 安心して出産を迎えるには、妊娠中の定期健診というものは大変大切なことですので、そういう安心感を与えられるようなそういう健診をできるようにやってまいりたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） 今、町長が答弁されました定期健診とこのマル福医療の内容は異なるものだろうと。町長が答弁されたのは、14回定期健診を補助していく制度だと私は認識しておりますが、今まで行っていたものは、例えば、今度妊娠にかかわる疾病に関して

は今までどおり医療福祉が受けられるというふうになることであって、例えば、単なる風邪等では今後その医療福祉を受けられないということになるということなので、全然内容が違うのでありますが、どのように認識されているのか、伺いたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 担当課長のほうからよく説明させますので、よろしく願い申し上げます。

〔発言する者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 町独自の助成ができるかどうか検討してまいりたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（鯉渚秀雄君） これより討論に入ります。
承認第12号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（鯉淵秀雄君） これより採決に入ります。

承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第39号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第40号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第41号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第42号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第43号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第44号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情

陳情第4号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情書

議長（鯉淵秀雄君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情及び陳情第4号「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情書を議題といたします。

本案は去る6月9日、所管の教育民生常任委員会へ付託されたものであります。教育民生常任委員長の報告を求めます。

8番教育民生常任委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

教育民生常任委員長（南條 治君） 教育民生常任委員会を代表し、本委員会に付託されました陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情について及び陳情第4号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情書についての審査結果についてご報告をいたします。

6月10日に本委員会を開催し、陳情内容について慎重に審査いたしました。

まず、陳情第3号ですが、2006年第164回通常国会で成立した医療制度改革関連法による高齢者の入所介護や医療を担う病床数が全国で約12万床あり、その全廃が2012年3月に迫っております。

この結果、介護や医療の受け皿がなくなり、多くの「医療難民」「介護難民」が出るこ

とは明らかであります。我が城里町においても、無視できる問題ではないと思いますし、今後の医療の確保が危惧され、深刻な問題になりかねません。

このようなことから、安全な医療と看護を受けられるよう、陳情第3号は採択することにいたしました。

また、陳情第4号「気候保護法（仮称）」の制定を求める陳情についてでございますが、地球温暖化の影響がますます大きくなり、住民の生活基盤や命さえ奪いかねない事態が進行する中、京都議定書の目標を守り、中長期的にわたって温室ガスの削減を目指すことは次世代に及ぼす影響も大きいものと思います。そこで、よりよい地球環境を次世代に引き継いでいくことは重要であると認識いたしますが、本委員会においても慎重に審査するため、閉会中の継続審査とすることにいたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

陳情第3号及び陳情第4号は、教育民生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択とし、陳情第4号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 2時20分休憩

午後 2時35分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま9番南條 治君外6名から、発議第1号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第1号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第1、発議第1号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

発議第1号

平成21年6月12日

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄 様

提出者 南 條 治
賛成者 小松崎 三 夫
賛成者 寺 田 和 郎
賛成者 根 本 正 典
賛成者 玉 川 台 俊
賛成者 小 林 祥 宏
賛成者 飯 村 吉 伊

介護型療養病床廃止中止を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

介護型療養病床廃止中止を求める意見書

政府は、第164通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させ、2012年3月末で12万床の介護療養病床を廃止し、2006年現在23万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く）を15万床に削減することとした。

しかし、一昨年厚生労働省がまとめた都道府県の「療養病床アンケート調査」では、日中・夜間とも自宅では介護できる人がいないとの回答が、「医療療養病床（54.3%）」「介護療養病床（61.4%）」にものぼっている。

また、同調査では、医療療養病床における医療区分1のうち、最低でも59.7%の患者が「都道府県が例示した医療処置」を実施しており、介護療養病床における医療区分1のうち、最低でも58.4%が「都道府県が例示した医療処置」を実施していることが判明している。

こうした中で、医療療養病床については、今年都道府県が策定した2012年度の療養病床

の目標数が現在の医療療養病床とほぼ同じ22万床となり、医療現場や患者の状況を踏まえて、政府はこれを追認することとしている。

しかし、介護療養病床についても、現場や患者からは廃止中止を求める声が大きく広がっているにもかかわらず、いまだに中止に至っていない。

介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設などが示されているが、介護療養型老人保健施設は、夜間の医師や看護職員の配置が手薄くなるなど現在の介護療養病床のように必要な医療を提供することは困難である。

このまま介護型療養病床が廃止されれば、どこにも行き場がない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

については、地域住民が、いつでも、どこでも安心して必要な入院医療を受けられるようにするために、下記の事項を要望する。

記

1 介護療養病床廃止計画を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります9番南條 治君より、発議第1号の趣旨説明を求めます。

9番南條 治君。

〔9番南條 治君登壇〕

9番（南條 治君） それでは、趣旨説明をいたします。

発議第1号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

2006年第164回通常国会で成立した医療制度改革関連法による高齢者の入所介護や医療を担う病床数が全国で約12万床あり、その全廃が2012年3月に迫っております。

この結果、介護や医療の受け皿がなくなり、多くの「医療難民」「介護難民」が出ることは明らかです。我が城里町においても無視できる問題ではないと思いますし、今後の医療の確保が危惧され、深刻な問題になりかねません。

このようなことから、安全な医療と看護を受けられるよう、介護型療養病床廃止中止を求める意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣あてに提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここに提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） これより、発議第1号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、意見書は、議会事務局長に関係各大臣あてに提出をさせます。

報告第15号 城里町介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則
報告第16号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
報告第17号 平成20年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
報告第18号 平成20年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第19号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
報告第20号 平成20年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
報告第21号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第12、報告第15号ないし日程第18、報告第21号については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了しました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 平成21年第2回議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会にご提案いたしました承認1件、議案6件につきましては、慎重審議の上、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。本日決定をいただきました医療福祉事業や緊急雇用対策等にかかわる諸議案につきましては、今後速やかに執行してまいりたいと考えております。

また、議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えておりますので、引き続き格別なるご理解を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、関東地方が10日梅雨入りになりました。議員各位には、体調管理に十分注意し、城里町発展のためご活躍くださるようご期待申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 以上をもちまして、平成21年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員